

# 阿波の自治



2

巻頭言

## 地域特性を活かしたまちづくりと郷土の明日を担う人材の育成

牟岐町長 枘 富 治



5

特集1

### 令和3年度 地方財政計画の概要等について

市町村課係長（企画財政担当） 大野 文哉 …… 5

### 令和3年度 地方債計画の概要について

市町村課係長（企画財政担当） 後藤田 裕二 …… 8

### 令和3年度 税制改正（市町村税関係）について

市町村課係長（税政担当） 大磯 香奈 …… 14

22

特集2

## クリーンエネルギーでグリーン社会の実現を

徳島県危機管理環境部グリーン社会推進課長 杉山 光生

25

地方自治雑感

## 「世界初が走る町。」海陽町 ～DMVでモードチェンジ～

海陽町副町長 阿部 順次

28

市町村情報

### 研修生だより

#### 研修生は楽しい！

美馬市企画総務部危機管理課課長補佐 藤原 由美子 …… 28

### アカデミーレポート

#### 令和2年度「中堅職員リーダー研修」を受講して

勝浦町出納室室長補佐 中田 敦士 …… 30

## トピックス

美波町	「美波防災ナビ」について	32
板野町	道の駅「いたの」整備・運営事業	33

## 34

会計年度任用職員制度について	市町村課主事（行政担当） 田村 工 亮	34
減収補填債の対象税目の拡大及び特別減収対策債の創設について	市町村課主事（企画財政担当） 藤本 将 也	38
行政のデジタル化とマイナンバー	Society5.0推進課主事（情報企画担当） 矢部 裕 介	42
移住者アンケート調査について	西部総合県民局地域創生観光部主事（にし阿波振興担当） 瀧本 雅 志	46

## 50

## 市町村振興協会コーナー

こちら編集部 …… 52

※執筆者の所属及び役職名は、原則令和3年3月31日現在のもので掲載しています。



## ■表紙写真 吉野川市

- 1 菊花展
- 2 吉野川市民プラザ
- 3 上桜スポーツグラウンド
- 4 美郷のホタル
- 5 ヨッピー・ピッピー
- 6 吉野川
- 7 船窪オンツツジ



# 地域特性を活かしたまちづくりと 郷土の明日を担う人材の育成

牟岐町長

枅 富 治

に接し、北面の西半分と西南は海陽町に接しています。面積は五六・六二km<sup>2</sup>で、町域の約八七%が山地となっています。

町の人口は三、九〇〇人（令和三年四月一日現在・住民基本台帳）で、六五歳以上の人口は五二・一五%と町民の半数を超えています。

全国的に少子高齢化が進行するなか、牟岐町においても、人口減少・高齢化といった問題を抱えています。しかしながら、牟岐町には豊かな自然、町民によって昔から営まれてきた暮らしが培った文化が息づいています。

地域に眠る潜在的な魅力・価値を掘り起こし、牟岐町ならではの強みを活かして、町を活性化していく将来を見据えた取り組みが必要とされているところです。



牟岐町全景

はじめに  
牟岐町は、徳島県の南部に位置する海部郡の中央にあり、南は太平洋に臨み、東面と北面の半分は美波町

それでは、牟岐町での取り組みの一端をご紹介しますいただきます。

## 出羽島重要伝統的建造物群保存地区

牟岐港から連絡船に乗船し、約十五分で着く出羽島は、古くは江戸時代、明治、大正、昭和初期と、各時代に建てられた歴史的な建物が道沿いに連なり、それらが石積みや路地などの周りの景観とあわさって、非常に趣のある牟岐町の魅力的な地域の一つです。

全国的にみても価値が高いと評価された町並みの保存・整備を進めるため、現在、伝統的な建物の文化財としての修理や、景観調和を目指した環境整備など行っています。

文化財として国から選定され、保存・整備が進むことによって、これまでとは異なる興味・関心を持つ人が牟岐町に来ないと見られないもの



出 羽 島



実生 柚子

を見るために遠方から訪れるなど、新たな変化が生まれようとしています。他の場所にはない牟岐町の魅力がまた一つ増えたのではないかと感じているところです。町内で育まれてきた文化を継承しながら、その他の様々な事業と連携されることにより、牟岐町全体がより良い方向へ向かい、地域の継続・発展につながっていくことを大いに期待するところです。

### 実生柚子

「実生柚子」とは、接ぎ木せず種から自らの根により成長した柚子で、一般的に樹勢が強く、実に苦みが少なく、香りが強いとされています。古来より播種から収穫するまで十八

年かかるといわれています。

牟岐町において「実生柚子」は古くから「柚子酢」として地域の食文化に深く結びついており、山間部の水田に向かない土地や各家庭の庭に多く栽培されています。しかし、高齢化により管理・収穫されなくなった樹が増加し、徐々に枯死し数量が減少しています。また、収穫されない実は鳥獣のエサとなり、鳥獣被害の増加の一因となっています。

そこで、国内やEUでの「実生柚子」の需要の高まりを受け、牟岐町において「実生柚子」の樹を再生し、活用されていない資源を地域のブランドとしてリノベーションを図り、「実生柚子」をフランスへ輸出する取り組みを令和元年度から徳島県・JAかいふと連携して開始し、関係者のご尽力により、何とか令和二年八月にフランスへ輸出することができました。

希少性と品質の高さから、三ツ星レストランのシェフからも非常に高い評価をいただいております。

コロナ禍の今、農水産物の消費は低迷、価格も下落し、非常に厳しい状況ではありますが、それに負けることなく、今後も販路拡大や新たな商品の開発、PR活動を続け、地域ブランドのさらなる確立と農業者の所得向上を目指しています。

### 郷土の明日を担う人材の育成

まちづくりは人づくりとの観点から様々な人とのつながりや体験を大切にした教育により、新たな視点や発想に基づく価値を創造し、主体的に未来を切り拓いていく子どもたちの育成を図るため、「シラタマ活動」の推進と「ローカルハイスクール」の充実に努めています。

「シラタマ活動」とは、一般社団法人HLABのサマースクールを経験し、牟岐町へ恩返しをしたいという大学生たちが「NPO法人ひとつむぎ」を立ち上げ、地域住民と中学生の間に入りながら中学生の発言を引き出し、主体性・協調性を身に着けることを目的とした社会教育活動です。

一貫教育を行っている牟岐町では、「人間関係の固定化による内向き志向」が課題として挙げられ、その地域課題に対して大学生と地域住民が協力して取り組むことで課題解決へと繋がっていきます。

この活動では、子どもたちの瞳が輝きます。横にいてくれるのが、先生ではなく大学生のお兄さん、お姉さんだからこそ、リラックスした自然体でいられるのでしょう。思ったことを発言し、仲間の意見を受け入



シラタマ活動

れながら子どもたちは成長していきます。

令和二年度は新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大の影響を受け、残念ながら、夏に成果報告を兼ねたイベント実施とはなりませんでしたが、子どもたちは可能な範囲で成果を発表しています。

シラタマ活動の一期生たちが高校生になっても仲間の集える場所があればと誕生したのが「ローカルハイスクール」です。牟岐町には高校がないため、中学校を卒業すると町外の高校へと通うこととなります。郡外への高校へ進学した子どもたちは寮生活等で牟岐へ帰る機会も薄れていくのが現状であり、そういった生徒たちが集える場として夏休み期間にサマーキャンプ、春休み期間に入

プリングキャンプと銘打って開催しています。

ローカルハイスクールでは、地域内外で地域の活性化などを目的に魅力あふれる活動をしている社会人・大学生を講師として、講座やワークショップ形式での合宿等を行っています。自分のロールモデルとなる人を見つけ、自分の人生設計に幅を持たせることを目的に活動しています。令和二年度においては残念ではありますが、県外大学生などとは異なりますが、県外大学生などはリモートで繋がり可能な範囲で実施し、成果を出しています。

これらの活動を通し我が牟岐町を故郷として愛着を持ち、将来この牟岐町へ帰ってきてくれる若者が生まれることを期待しています。

## 南海トラフ巨大地震への備え

牟岐町は、太平洋を望む景観に恵まれた立地ですが、南海トラフ巨大地震が発生した場合には、大規模な災害を避けたい地域にもなっています。

唯一の幹線道路である国道五五号線が寸断され、地域の孤立も起こる可能性もあります。そのため、平時において南海トラフ巨大地震に備えるべく、日頃より、国、県、町が連



避難広場と牟岐バイパス（工事中）

携し、津波回避バイパスとなる「牟岐バイパス」の整備の他、「県立病院の高台移転」や「避難広場の整備」など、県南地域の防災拠点づくりに三位一体で取り組みを行っています。

## 地域の安全確保モデル事業

令和二年度に牟岐町で、行政、地域住民、学校関係者、専門家による協議会を設置し、地域の安全な避難路の確保を目的に地区内のブロック塀等の安全点検や対策・検討を行うことになりました。

具体的な取り組み内容として、地区内の道路沿いにあるブロック塀の分布及び点検調査を実施し、点検結果を四段階で評価した結果を地図上

に描いたブロック塀倒壊危険度地図を作成しました。

その結果をもとにブロック塀の点検結果通知・撤去呼びかけのチラシを作成し、所有者に対して、点検結果の説明と撤去の呼びかけを行いました。

また、自主防災組織・民生委員・防災サークル（牟岐小・中学生）関係者を対象に安全な避難路の検討を目的としたワークショップを開催し、地区毎の防災の強み・弱み・必要な対策の共有や津波避難地図の作成をしました。

具体的な成果としては、ブロック塀所有者への撤去呼びかけによる撤去申請の問い合わせがあり、手続きを進めているところです。また、ワークショップ等を通じて、地域の自主



地域の安全確保モデル事業

防災活動（夜間避難訓練や防災倉庫整備等）が進み、地区毎の津波避難地図の作成により、避難路の障害や安全な避難路、避難時間が明確になったことだと思えます。

今後の課題及び取り組みとして、避難路の対策優先度の高いブロック塀を選定し、撤去・改修の促進を図り、地区内での避難路・暗渠啓発に関する看板を設置し、地域住民及び町外訪問者への啓発を行っていきます。

## 結びに

牟岐町も少子高齢化など年々人口が減り続け様々な課題に直面しています。また、全国的に依然として、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が増え続けている状況です。

令和三年度におきましても、新型コロナウイルス感染症への警戒を継続しつつ、各分野における様々な施策と併せて、感染防止対策や生活支援、地域経済活動の活性化など住民生活の安全・安心の確保を最優先に取り組むとともにあらゆる世代の皆様にも「牟岐町に住んでよかった」と思ってもらえる。また、生まれ育った「ふるさと牟岐」へ帰ってきてもらえるまちづくりを目指していきたいと考えています。

# 令和3年度 地方財政計画の概要等について

市町村課係長（企画財政担当） **大野 文哉**

## 1 はじめに

「地方財政計画」は、地方交付税法第七条の規定に基づき作成される「地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類」のことであり、同条の規定により、国会に提出するとともに、一般への公表が義務付けられています。

この計画は、人口や産業集積の度合いによる地域間格差や景気の動向による税収の年度間格差にかかわらず、地方団体がその重要な責任を果たすことができるよう、

○ 地方交付税制度と関連して、地方財源を保障する機能

○ 地方団体における当該年度の「財政運営の指針」としての機能

○ 「国家財政・国民経済等との整合性」を確保する機能を担っています。

## 2 令和3年度の地方財政計画

### 地方財政計画

令和3年度の地方財政計画は、一月二十九日に閣議決定され、国会に提出されるとともに、一般にも公開されています。なお、東日本大震災からの復旧・復興については、平成二十八年から、被災地が自立し、地方創生のモデルとなる復興を目指す「復興・創生期間」に移行していますが、引き続き「通常収支分」と「東日本大震災分」に区分して整理されています。

#### （1）通常収支分

令和3年度においては、地方団体が地域社会のデジタル化や防災・減災、国土強靱化、地方創生の推進等に取り組みつつ、交付団体をはじめ地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、令和2年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保することを基本として地方財政対策が講じられています。

#### 【ポイント】

「通常収支」のポイントとしては、次の点が挙げられます。

#### ① 一般財源総額の確保

新型コロナウイルス感染症の影響により地方等が大幅な減収となる中、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額（地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額）は、交付団体ベースで前年度を〇・二兆円上回る六二・〇兆円が確保されています。

また、地方交付税総額は、国加算などにより、前年度を〇・九兆円上回る一七・四兆円が確保されています。

#### ② 臨時財政対策債の増加額の抑制

臨時財政対策債は、財源不足額の拡大により、二・三兆円の大増となったようですが、国加算などにより、概算要求時点からは一・三兆円の抑制が図られ、リーマンショック時における平成二十二年度の七・七兆円を下回る五・五兆円となっています。

なお、地方交付税の法定率分の減少もあ

り、財源不足額は令和二年度に比べて五・六兆円増の一〇・一兆円となり、三年ぶりに折半対象財源不足が生じています。

③ 地域デジタル社会推進費の創設

光ファイバーの全国展開や5Gサービスの開始といった、情報通信基盤の整備が進展していくことを踏まえ、今後これらの基盤を有効に活用してすべての地域がデジタル化のメリットを享受できる、地域社会のデジタル化を集中的に推進する必要があることから、地方財政計画に新たな歳出として、令和三年度と四年度に限った措置として、地域デジタル社会推進費が〇・二兆円計上されています。

④ 防災・減災、国土強靱化対策の推進

○ 緊急自然災害防止対策事業費の大幅拡充・延長

近年、災害が激甚化・頻発化する中、地方団体が引き続き防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、「緊急自然災害防止対策事業費」について、政府を挙げて取り組む流域治水対策等を対象事業に追加し、所要事業費として一、〇〇〇億円増額されるとともに、事業期間は、「防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策」の期間を踏まえ、五年間延長されています。

○ 緊急防災・減災事業費の拡充・延長等

近年、災害が激甚化・頻発化する中、地方団体が引き続き防災・減災、国土強靱化対策

令和3年度の地方財政の姿

1 通常収支分

① 地方財政計画の規模	89兆8,400億円程度	(②90兆7,397億円、▲ 9,000億円程度、▲1.0%程度)
② 地方一般歳出	75兆4,400億円程度	(②75兆8,480億円、▲ 4,100億円程度、▲0.5%程度)
③ 一般財源総額	63兆1,432億円	(②63兆4,318億円、▲ 2,886億円、▲ 0.5%)
・水準超経費を除く		
交付団体ベース	61兆9,932億円	(②61兆7,518億円、+ 2,414億円、+ 0.4%)
④ 地方交付税の総額	17兆4,385億円	(②16兆5,882億円、+ 8,503億円、+ 5.1%)
⑤ 地方税及び地方譲与税	39兆9,021億円	(②43兆5,452億円、▲3兆6,431億円、▲ 8.4%)
⑥ 地方特例交付金等	3,577億円	(② 2,007億円、+ 1,570億円、+ 78.2%)
⑦ 臨時財政対策債	5兆4,796億円	(② 3兆1,398億円、+2兆3,399億円、+ 74.5%)
⑧ 財源不足額	10兆1,222億円	(② 4兆5,285億円、+5兆5,938億円、+ 123.5%)

※一般財源総額、地方税及び地方譲与税については、令和2年度徴収猶予の特例分(2,145億円)を除いている。

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業		
① 震災復興特別交付税	1,326億円	(② 3,742億円、▲ 2,416億円、▲ 64.6%)
② 規模	3,300億円程度	(② 8,984億円、▲ 5,700億円程度、▲ 63.3%程度)
(2) 全国防災事業		
規模	1,090億円	(② 1,092億円、▲ 2億円、▲ 0.2%)

に取り組めるよう、「緊急防災・減災事業費」について、対象事業が拡充(避難所における新型コロナウイルス感染症対策、社会福祉法人等の福祉施設等における豪雨災害対策に対する補助)されるとともに、事業期間は、「防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策」の期間を踏まえ、五年間延長されている。

○ 防災重点農業用ため池等の防災対策の強化等  
近年、自然災害が激甚化・頻発化する中、防災重点農業用ため池等の決壊等により、人家、公共施設及び農地へ被害が発生していることから、これらの防災工事の推進及び適切な維持管理が図られるよう、防災重点農業用ため池の防災工事に係る地方財政措置が拡充されるとともに、防災重点農業用ため池等が緊急浚渫推進事業費の対象に追加されています。

⑤ 条件不利地域に対する

地方財政措置の拡充  
旧簡易水道事業(統合後の上水道事業)の建設改良に係る経費について、厳しい経営状況等を踏まえ、地方財政措置が拡充されるとともに、条件不利地域における光ファイバー等の整備を引き続き推進するため、過疎対策事業債の「光ファイバ等整備特別分」が継続して設けられています。

### 主な歳入歳出の概要

通常収支分		(単位:兆円、%)			
区分	3年度 A	2年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B	
歳入	地方税	38.3	40.9	▲ 2.7	▲ 6.5
	(猶予特例分除き)	38.1	40.9	▲ 2.9	▲ 7.0
	地方譲与税	1.8	2.6	▲ 0.8	▲ 29.2
	(猶予特例分除き)	1.8	2.6	▲ 0.8	▲ 30.2
	地方特例交付金等	0.4	0.2	0.2	78.2
	地方交付税	17.4	16.6	0.9	5.1
	国庫支出金	14.8	15.2	▲ 0.4	▲ 2.7
	地方債	11.2	9.3	2.0	21.2
	臨時財政対策債	5.5	3.1	2.3	74.5
	臨時財政対策債以外	5.8	6.1	▲ 0.4	▲ 6.1
その他	5.9	5.9	▲ 0.0	▲ 0.4	
計	89.8	90.7	▲ 0.9	▲ 1.0	
歳出	一般財源	63.4	63.4	▲ 0.1	▲ 0.1
	(猶予特例分除き)	63.1	63.4	▲ 0.3	▲ 0.5
	(水準超経費を除く交付団体ベース)	62.2	61.8	0.5	0.7
	(猶予特例分除き)	62.0	61.8	0.2	0.4
	給与関係経費	20.2	20.3	▲ 0.1	▲ 0.7
	一般行政経費	40.9	40.4	0.6	1.4
	うち補助	23.0	22.7	0.3	1.2
	うち単独	14.8	14.8	0.1	0.5
	うちまち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	0.0	0.0
	うち地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
うち地域デジタル社会推進費(仮称)	0.2	-	0.2	皆増	
公債費	11.8	11.7	0.1	0.7	
(猶予特例債除き)	11.6	11.7	▲ 0.1	▲ 1.1	
維持補修費	1.5	1.4	0.0	1.6	
うち緊急深渡推進事業費	0.1	0.1	0.0	22.2	
投資的経費	11.9	12.8	▲ 0.8	▲ 6.6	
直轄・補助	5.7	6.6	▲ 0.9	▲ 14.1	
単独	6.2	6.1	0.1	1.6	
うち緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0	
うち公共施設等適正管理推進事業費	0.5	0.5	0.0	0.0	
うち緊急自然災害防止対策事業費	0.4	0.3	0.1	33.3	
公営企業繰出金	2.4	2.5	▲ 0.1	▲ 2.1	
水準超経費	1.2	1.7	▲ 0.5	▲ 31.5	
計	89.8	90.7	▲ 0.9	▲ 1.0	

※ 精査中のものであり、今後、異動する場合があります。  
※ 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合があります。

⑥ 会計年度任用職員制度の平年度化に伴う影響への対応

令和二年度からスタートした会計年度任用職員制度について、平年度化による期末手当の支給月数の増によって生じる経費について、一般行政経費の単独と、公営企業繰出金にそれぞれ増額して総額が確保されています。

⑦ 地方公共団体の資金繰りへの対応

地方公共団体が新型コロナウイルス感染症対策に取り組む中、財政運営に支障が生じないように、令和三年度の資金繰り対策として、「地方債に対する公的資金の大幅な増額確保」「特別減収対策債の延長」「公営企業における

特別減収対策企業債の延長」等の措置が講じられています。

⑧ 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業の創設

地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣する事業が創設されています。

(2) 東日本大震災分

復旧・復興事業等の財源として、通常収支とは別枠で整理された「震災復興特別交付税」が

○ 一兆円確保されています。

### 3 おわりに

今回の地方財政計画においては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中、地方一般財源総額は交付団体ベースで前年度を上回る規模で確保されるとともに、国加算などにより、地方交付税の増額と臨時財政対策債の増額の抑制が図られています。また、地域社会のデジタル化を集中的に推進するための新たな歳出枠が設けられるとともに、近年、頻発化・激甚化する自然災害への対策として地方財政措置が講じられており、自治体を取り組むべき重要課題に対応するための財政基盤の強化・充実が図られた内容となっています。市町村におかれましては、各地域が抱える行政課題に的確に対応するため、こうした財政制度を有効に活用するとともに、引き続き、国の動向を注視しながら、それぞれの自治体の将来を見据えた、戦略的かつ健全な財政運営を行うていく必要があります。市町村課におきましても、県内市町村との連携をより一層密にしながら、徳島発の政策提言はもとより、全国知事会などを通して、地方交付税制度の充実・強化、必要な歳出総額や一般財源総額の確保に向けた取組みを推進して参りたいと考えています。

# 令和三年度 地方債計画の概要について

市町村課係長（企画財政担当） 後藤田 裕 二

令和三年度地方債計画は、令和二年十二月二十一日に取りまとめられました。

毎年度の地方債計画は、地方財政法第五条の第三十項の規定に基づき、同意等を行う地方債の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類として作成、公表されるものであり、地方交付税制度とともに地方財源を保障する役割を担っています。

なお、本稿の内容は執筆時点（令和三年三月末）のものである点、ご留意ください。

## I 地方債計画の策定方針

令和三年度地方債計画は、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が緊急的に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理及び地域の活性化への取組み等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図るとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定されており、この両者を合計した地方債の総額

は、一三兆六、三八三億円となり、前年度に比べて一兆九、〇二四億円、一六・二%の増となっています。

## II 地方債計画の主な特色

### 1 通常収支分

#### (1) 概況

令和三年度地方債計画の通常収支分については、地方財政の見通しに基づき、さらに公営企業会計等分については、地方公共団体の所要額等を勘案し決定されています。

総計では、普通会計分が一兆二、四〇七億円、公営企業会計等分が二兆三、九六五億円、合わせて一三兆六、三七二億円が計上されており、前年度に比べて一兆九、〇三七億円、一六・二%の増となっています。（表1）

#### (2) 主な特色

##### ① 緊急防災・減災事業の推進

令和三年度以降も、地方公共団体が、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災対策事業を令和七年度まで継続し、対象事業

が拡充され、前年度同額の五、〇〇〇億円が計上されています。

##### ② 緊急自然災害防止対策事業の推進

令和三年度以降も、地方公共団体が、引き続き緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組んでいけるよう、緊急自然災害防止対策事業を令和七年度まで継続し、対象事業が大幅に拡充され、前年度に比べて一、〇〇〇億円、三三・三%増の四、〇〇〇億円が計上されています。

##### ③ 緊急浚渫推進事業の推進

地方公共団体が、緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、緊急浚渫推進事業の対象事業が拡充され、前年度に比べて二〇〇億円、二二・二%増の一、一〇〇億円が計上されています。

##### ④ 公共施設等の適正管理の推進

地方公共団体が、公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業において、集約化・複合化に係る事業の対象が拡充され、前年度同額の四、三二〇億円が計上されています。

表1

令和3年度地方債計画  
(通常収支分)

(単位：億円、%)

項目	令和3年度 計画額 (A)	令和2年度 計画額 (B)	差引 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,098	16,195	△ 97	△ 0.6
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	—	4,778	△ 4,778	皆減
3 公営住宅建設事業	1,103	1,110	△ 7	△ 0.6
4 災害復旧事業	1,141	1,148	△ 7	△ 0.6
5 教育・福祉施設等整備事業	3,319	3,327	△ 8	△ 0.2
(1) 学校教育施設等	1,223	1,223	0	0.0
(2) 社会福祉施設	371	373	△ 2	△ 0.5
(3) 一般廃棄物処理	639	639	0	0.0
(4) 一般補助施設等	549	552	△ 3	△ 0.5
(5) 施設(一般財源化分)	537	540	△ 3	△ 0.6
6 一般単独事業	27,724	26,807	917	3.4
(1) 一般	2,322	2,605	△ 283	△ 10.9
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	4,320	0	0.0
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	3,000	1,000	33.3
(9) 緊急浚渫推進	1,100	900	200	22.2
7 辺地及び過疎対策事業	5,520	5,210	310	6.0
(1) 辺地対策	520	510	10	2.0
(2) 過疎対策	5,000	4,700	300	6.4
8 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
9 行政改革推進	700	700	0	0.0
10 調整	100	100	0	0.0
計	56,050	59,720	△ 3,670	△ 6.1
二 公営企業債				
1 水道事業	5,258	5,570	△ 312	△ 5.6
2 工業用水道事業	303	338	△ 35	△ 10.4
3 交通事業	1,739	1,562	177	11.3
4 電気事業・ガス事業	195	260	△ 65	△ 25.0
5 港湾整備事業	571	555	16	2.9
6 病院事業・介護サービス事業	3,637	3,599	38	1.1
7 市場事業・と畜場事業	375	343	32	9.3
8 地域開発事業	658	708	△ 50	△ 7.1
9 下水道事業	11,934	12,383	△ 449	△ 3.6
10 観光その他事業	56	100	△ 44	△ 44.0
計	24,726	25,418	△ 692	△ 2.7
合計	80,776	85,138	△ 4,362	△ 5.1

(単位：億円、%)

項 目		令和3年度 計画額 (A)	令和2年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三 臨時財政対策債		54,796	31,398	23,399	74.5
四 退職手当債		800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金債		( 241)	( 247)	(△ 6)	(△ 2.4)
総 計		( 241)	( 247)	(△ 6)	(△ 2.4)
		136,372	117,336	19,037	16.2
内 訳	普通会計分	112,407	92,783	19,625	21.2
	公営企業会計等分	23,965	24,553	△ 588	△ 2.4
資金区分					
公 的 資 金		58,662	47,547	11,115	23.4
財政融資資金		36,839	29,326	7,513	25.6
地方公共団体金融機構資金		21,823	18,221	3,602	19.8
(国の予算等貸付金)		( 241)	( 247)	(△ 6)	(△ 2.4)
民間等資金		77,710	69,789	7,922	11.4
市場公募		44,700	38,500	6,200	16.1
銀行等引受		33,010	31,289	1,722	5.5

その他同意等の見込まれる項目

- 1 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 2 地方財政法第33条の5の12の規定により発行する猶予特例債
- 3 地方税等、使用料・手数料の減収が生じることとなる場合において発行する特別減収対策債
- 4 公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する特別減収対策企業債
- 5 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 6 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債

(備考)

国の予算等貸付金債の( )書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

- ⑤ 過疎対策事業の推進  
 現行の過疎法失効後の新たな過疎対策の確立に対応し、過疎地域の持続的発展のための施策を推進するため、過疎対策事業の所要額が措置されることとされています。
- ⑥ 臨時財政対策債の発行  
 地方財源の不足に対処するため、地方財政法第五条の特例として、前年度に比べて二兆三、三九九億円、七四・五%増の五兆四、七九六億円が計上されています。

2 東日本大震災分

令和三年度地方債計画の東日本大震災分については、復旧・復興事業として、総計で一億円が計上されており、前年度に比べて一三億円、五四・二%の減となっています。(表2)

Ⅲ 地方債資金の確保

令和三年度地方債計画の資金の構成は、表1、表2のとおりとなっています。

通常収支分については、増額が見込まれる臨時財政対策債において、財政融資資金を七、四六三億円、地方公共団体金融機構資金を三、六〇二億円、公的資金全体で一兆一、〇六五億円増額することにより、全体の四割(二兆二、四三二億円)が公的資金で確保されています。

また、東日本大震災分については、関連する事業が円滑に推進できるよう、所要額の全額が公的資金で確保されています。

表2

令和3年度地方債計画  
(東日本大震災分)

復旧・復興事業

(単位：億円、%)

項 目		令和3年度 計画額 (A)	令和2年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一	一般会計債				
	公営住宅建設事業	7	14	△ 7	△ 50.0
	災害復旧事業	2	7	△ 5	△ 71.4
	一般単独事業	1	1	0	0.0
	公営企業債				
	水道事業	1	1	0	0.0
	下水道事業	-	1	△ 1	皆減
	国の予算等貸付金債	( 1)	( 2)	(△ 1)	(△ 50.0)
	総 計	( 1)	( 2)	(△ 1)	(△ 50.0)
		11	24	△ 13	△ 54.2
内訳	普通会計分	8	15	△ 7	△ 46.7
	公営企業会計等分	3	9	△ 6	△ 66.7
資金区分	公 的 資 金				
	財政融資資金	8	20	△ 12	△ 60.0
	地方公共団体金融機構資金	3	4	△ 1	△ 25.0
	(国の予算等貸付金)	( 1)	( 2)	(△ 1)	(△ 50.0)

その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

(備考)

国の予算等貸付金債の ( ) 書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

一方、民間等資金については、その円滑な調達を図るため、市場公募地方債や共同発行市場公募地方債の発行を引き続き推進することとされています。

IV おわりに

各市町村におかれては、中長期的な視点に立った計画的な財政運営に資するため、地方債の発行に当たっては、当該年度の地方債計画の内容に十分ご留意ください。また、将来にわたる地方債の発行計画や償還計画等により、総合的な地方債の管理に努めつつ、地方債を効果的に活用することにより、地方創生に関する取組みや、防災・減災対策等の着実な推進をお願いします。

なお、令和三年度の各事業債の詳細な取扱い等、具体的な起債事務については、総務省が告示する地方債同意等基準や、総務副大臣が通知する地方債同意等基準運用要綱等を踏まえ、適切な事務処理をお願いします。

(参考)

令和3年度地方債計画  
(通常収支分と東日本大震災分の合計)

(単位：億円、%)

項 目	令和3年度 計画額 (A)	令和2年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,098	16,195	△ 97	△ 0.6
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	—	4,778	△ 4,778	皆減
3 公営住宅建設事業	1,110	1,124	△ 14	△ 1.2
4 災害復旧事業	1,143	1,155	△ 12	△ 1.0
5 教育・福祉施設等整備事業	3,319	3,327	△ 8	△ 0.2
(1) 学校教育施設等	1,223	1,223	0	0.0
(2) 社会福祉施設	371	373	△ 2	△ 0.5
(3) 一般廃棄物処理	639	639	0	0.0
(4) 一般補助施設等	549	552	△ 3	△ 0.5
(5) 施設(一般財源化分)	537	540	△ 3	△ 0.6
6 一般単独事業	27,725	26,808	917	3.4
(1) 一般	2,323	2,606	△ 283	△ 10.9
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	4,320	0	0.0
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	3,000	1,000	33.3
(9) 緊急浚渫推進	1,100	900	200	22.2
7 辺地及び過疎対策事業	5,520	5,210	310	6.0
(1) 辺地対策	520	510	10	2.0
(2) 過疎対策	5,000	4,700	300	6.4
8 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
9 行政改革推進	700	700	0	0.0
10 調整	100	100	0	0.0
計	56,060	59,742	△ 3,682	△ 6.2
二 公営企業債				
1 水道事業	5,259	5,571	△ 312	△ 5.6
2 工業用水道事業	303	338	△ 35	△ 10.4
3 交通事業	1,739	1,562	177	11.3
4 電気事業・ガス事業	195	260	△ 65	△ 25.0
5 港湾整備事業	571	555	16	2.9
6 病院事業・介護サービス事業	3,637	3,599	38	1.1
7 市場事業・と畜場事業	375	343	32	9.3
8 地域開発事業	658	708	△ 50	△ 7.1
9 下水道事業	11,934	12,384	△ 450	△ 3.6
10 観光その他事業	56	100	△ 44	△ 44.0
計	24,727	25,420	△ 693	△ 2.7
合 計	80,787	85,162	△ 4,375	△ 5.1

(単位：億円、%)

項 目		令和3年度 計画額 (A)	令和2年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三 臨 時 財 政 対 策 債		54,796	31,398	23,399	74.5
四 退 職 手 当 債		800	800	0	0.0
五 国 の 予 算 等 貸 付 金 債		( 242)	( 249)	(△ 7)	(△ 2.8)
総 計		( 242)	( 249)	(△ 7)	(△ 2.8)
		136,383	117,360	19,024	16.2
内 訳	普 通 会 計 分	112,415	92,798	19,618	21.1
	公 営 企 業 会 計 等 分	23,968	24,562	△ 594	△ 2.4
資 金 区 分					
公 的 資 金		58,673	47,571	11,102	23.3
財 政 融 資 資 金		36,847	29,346	7,501	25.6
地方公共団体金融機構資金		21,826	18,225	3,601	19.8
( 国 の 予 算 等 貸 付 金 )		( 242)	( 249)	(△ 7)	(△ 2.8)
民 間 等 資 金		77,710	69,789	7,922	11.4
市 場 公 募		44,700	38,500	6,200	16.1
銀 行 等 引 受		33,010	31,289	1,722	5.5

### その他同意等の見込まれる項目

- 1 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 2 地方財政法第33条の5の12の規定により発行する猶予特例債
- 3 地方税等、使用料・手数料の減収が生じることとなる場合において発行する特別減収対策債
- 4 公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する特別減収対策企業債
- 5 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 6 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 7 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 8 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 9 公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

(備考)

国の予算等貸付金債の( )書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

# 令和3年度 税制改正（市町村税関係）について

## はじめに

令和3年度税制改正大綱では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に注力するとともに、社会経済活動との両立を図っていくため、今回浮き彫りになった、行政サービスや民間企業のデジタル化の遅れに対応する、デジタルトランスフォーメーションの取組を強力に推進するなど、様々な課題に対応する措置が講じられました。

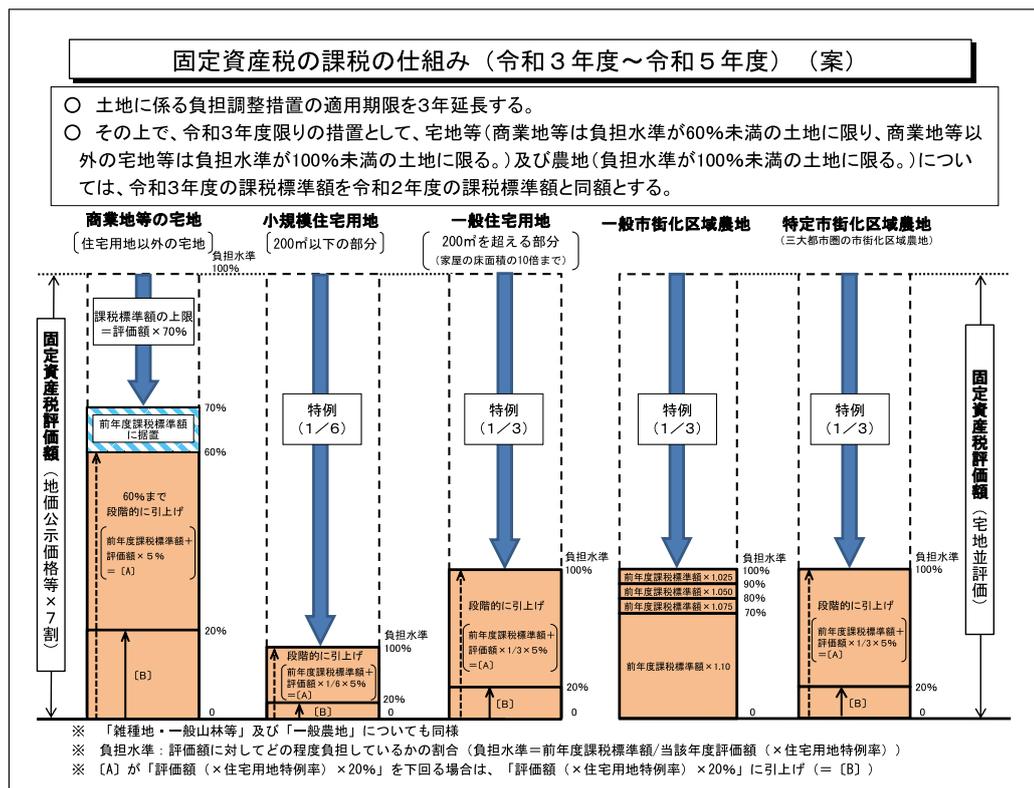
また、持続可能で活力ある地方を創るためには、その基盤となる地方税の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税法体系を構築することが必要であり、地方公共団体が地域における感染症対策の主体であることや、産業や企業をめぐる環境が激変している状況を踏まえ、固定資産税における評価替えへの対応を含め、地方税制について、所要の措置が講じられましたので、以下、市町村税に関する主な改正点を説明いたします。

## 1 固定資産税関係

1 土地に係る固定資産税等の負担調整措置について  
令和3年度は、土地・家屋について、三年に一回、価格を見直す評価替えの年にあたりますが、土地の負担調整措置等は次のとおりとされました。

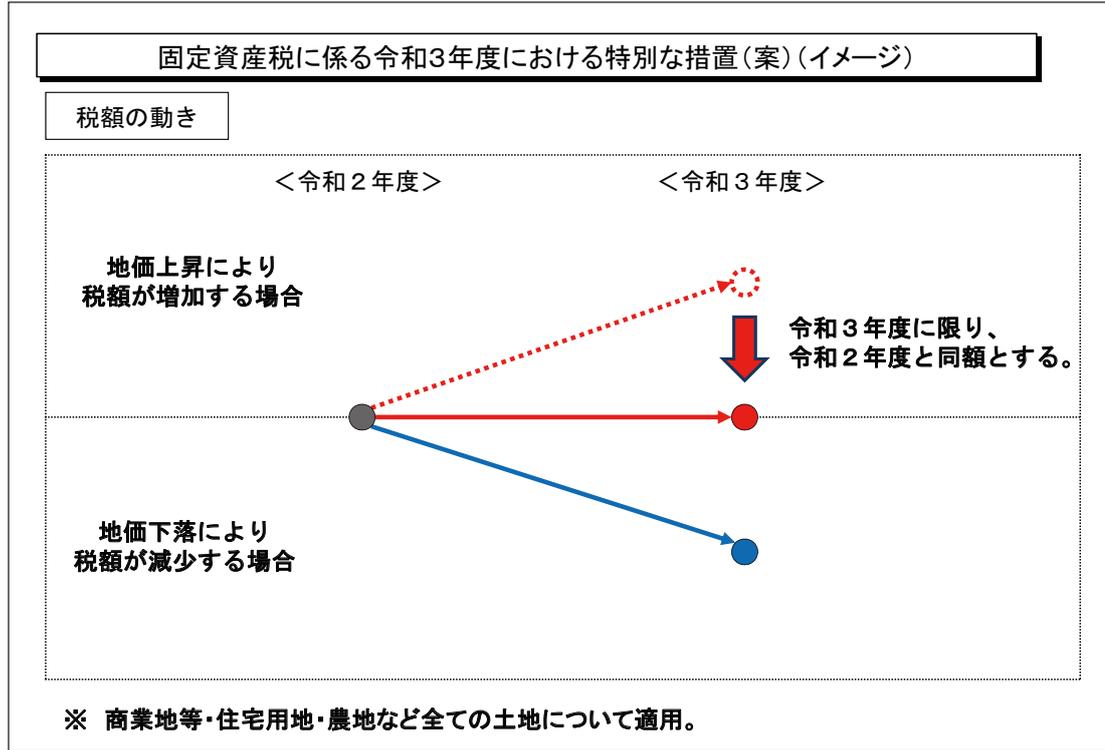
(1) 土地に係る固定資産税の負担調整措置については、納税者の予見可能性に配慮するとともに固定資産税の安定的な確保を図るため、令和3年度から令和5年度までの間、措置年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を

表1



市町村課係長（税政担当） 大磯 香奈

表2



含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続することとされました。

(2) その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納

税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度限りの措置として、特別に次の措置が講じられることとされました。

ア 宅地等（商業地等は負担水準が六〇%未満の土地に限り、商業地等以外の宅地等は一〇〇%未満の土地に限りま

### II 車体課税

#### 1 環境性能割の税率区分の見直し

自動車税及び軽自動車税の環境性能割については、燃費性能に応じた税率区分を設定し、その区分を二年ごとに見直すことにより、燃費性能がより優れた自動車の普及を促進するものであり、令和二年度末が見直しの時期に当たることから、目標年度が到来した令和二年度（二〇二〇年度）燃費基準の達成状況も考慮しながら、令和十二年度（二〇三〇年度）燃費基準の下で税率区分を見直すこととされました。なお、営業用乗用車についても、家用乗用車に準じて見直しを行い、また、バス・トラックについても、それぞれの燃費基準に応じた見直しを行うこととされました。

#### 2 環境性能割におけるクリーンディーゼルの経過措置

クリーンディーゼル車については、燃費基準の達成状況や普及の状況等を総合的に勘案し、環境性能割においてガソリン車と同等に扱うこととされています。その際、クリーンディーゼル車の取扱いが大きく変化することから、市場への配慮等の観点も踏まえ、令和三年度及び令和四年度に限り激変緩和措置を講ずることとされました。

イ 令和二年度において条例減額制度の適用を受けた土地について、所要の措置が講じられることとされました。

(3) 一方、措置特例が存在することで、措置ゾーン内における負担水準の不均衡が解消されないという課題があり、負担の公平性の観点や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、負担調整措置のあり方について引き続き検討を行うこととされました。

(4) 都市計画税及び国有資産等所在市町村交付金においても、固定資産税の改正に伴う所要の改正を行うこととされました。

表3

【自動車税・軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し】

自家用乗用車

〔現行〕（令和元、2年度）

		登録車	軽自動車	
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車		非課税	非課税	
ハイブリッド車・ LPG車・ ガソリン車・ クリーンディーゼル車	2020年度基準 +20%達成			1%
	2020年度基準 +10%達成			
	2020年度基準 達成	1%		
上記以外		3%	2%	

〔改正案〕（令和3、4年度）

		登録車	軽自動車	
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車		非課税	非課税	
ハイブリッド車・ LPG車・ ガソリン車・ クリーンディーゼル車	2030年度基準 85%達成			1%
	2030年度基準 75%達成			
	2030年度基準 60%達成	1%		
上記以外 又は2020年度基準未達成車		3%	2%	

注 現行・改正案のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求。

※ 営業用乗用車についても、自家用乗用車に準じて税率区分の見直しを行う。

※ バス・トラックについても、それぞれの燃費基準に応じた税率区分の見直しを行う。

（参考）環境性能割におけるクリーンディーゼル車の経過措置

	令和3年4月から令和4年3月まで	令和4年4月から令和5年3月まで
2030年度基準60%以上達成車	非課税	非課税
上記以外 又は2020年度基準未達成車	非課税	3%

【自動車税・軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）の見直し】

自家用乗用車

〔現行〕

軽課期間：平成31年4月1日～令和3年3月31日

軽課年度：取得の翌年度のみ

区 分	軽減率	
	自動車税 種別割	軽自動車税 種別割
電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車 クリーンディーゼル車	75% 軽減	75% 軽減
2020年度基準+30%達成		50% 軽減
2020年度基準+10%達成		25% 軽減

〔改正案〕

軽課期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日

軽課年度：取得の翌年度分のみ

区 分	軽減率	
	自動車税 種別割	軽自動車税 種別割
電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車	75% 軽減	75% 軽減

グリーン化特例（軽課）の対象外とすること  
について令和元年度税制改正で法制化済

注 現行・改正案のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求。

※ 営業用乗用車・軽貨物車についても、重点化及び基準の切り替えを行った上で、2年間延長する。

表4

### 環境性能割の臨時的軽減の延長（案）

○ 感染症の状況や経済の動向、臨時的軽減が環境インセンティブ機能に与える影響等を総合的に勘案し、自家用乗用車（登録車及び軽自動車）を取得した場合、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を9月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。

○ この措置による減収額については、全額国費で補填する。

**対 象** 令和3年4月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用乗用車（新車・中古車）

**措置内容** 自動車税環境性能割又は軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1%	非課税
2%	1%
3%	2%

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1%	非課税
2%	1%

**【環境性能割の臨時的軽減の期間】**

### 3 環境性能割の臨時的軽減の延長

環境性能割の臨時的軽減については、新型コロナウイルス感染症の状況や経済の動向、臨時的軽減が環境インセンティブ機能に与

る影響等を総合的に勘案して、適用期限を9か月延長し、令和三年十二月三十一日までに取得したものを対象とされました。なお、この措置による地方税の減収については、全額国費で補填することとされています。

### 4 自動車税・軽自動車税の種別割のグリーン化特例の見直し

自動車税及び軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）については、環境性能割を補完する制度であることを踏まえ、クリーンディーゼル車を対象から除くなどした上で二年延長するとともに、自家用乗用車以外の種別においても、重点化及び基準の切り替えを行った上で二年延長することとされています。また、自動車税種別割におけるグリーン化特例（重課）についても、現行の措置を二年延長することとされました。

### III 個人住民税

#### 1 住宅借入金等特別税額控除の延長等に伴う措置

(1) 住宅の取得等で特別特例取得に該当するものをした個人が、その特別特例取得をした家屋を令和三年一月一日から令和四年十二月三十一日までの間にその者の居住の用に供した場合における、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除及び当該控除の控除期間の三年間延長の特例の適用がある者のうち、適用年の各年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額（住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額とする。）を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額を当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に100分の七を乗じて得た額（最高13・六五万円）の控除限度額の範囲内で減額することとされました。

この措置による個人住民税の減収額は、地方特例交付金により、全額国費で補填することとされています。

〔注〕 右記の「特別特例取得」とは、その対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合の住宅の取得等で、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める

表5

【参考】住宅ローン控除の見直しについて(案)				
	2019 (R 1)	2020 (R 2)	2021 (R 3)	2022 (R 4)
【改正案】 経済対策として 控除期間13年間の 措置を延長	(10月1日) 税率引上げ (10%)		R 2年10月から R 3年9月末まで*に契約 *建売などはR 2年12月から R 3年11月末まで	R 4年末までの入居 控除期間 13年
コロナ特例 ※コロナを踏まえた 上乗せ措置の 弾力化		R 2年9月末までに契約	R 3年末までの入居	控除期間 13年
消費税率10%引上げ に伴う反動減対策の 上乗せ措置 ※控除期間13年間		R 2年末までの入居		面積要件 ⇒ 50㎡以上
住宅ローン控除 ※消費税率8%への引上 げ時に反動減対策として 拡充した措置	平成26年4月入居～		R 3年末までの入居	控除期間 10年

※消費税率8%への引上げ時に反動減対策として拡充した措置（控除期間10年、借入限度額4,000万円）の適用期限後の取扱いの検討にあたっては、会計検査院の指摘を踏まえ、住宅ローン年末残高の1%を控除する仕組みについて、1%を上限に支払利息額を考慮して控除額を設定するなど、控除額や控除率のあり方を令和4年度税制改正において見直す。

期間内にその契約が締結されているもの  
をいいます。  
(ア) 居住用家屋の新築 令和二年十月一日  
から令和三年九月三十日までの期間  
(イ) 居住用家屋で建築後使用されたこと

(2) 右記(1)の住宅借入金等を有する場合  
の所得税額の特別控除の特  
例は、個人が取得等をした  
床面積が四〇㎡以上五〇㎡  
未満である住宅の用に供す  
る家屋についても適用でき  
ることとされました。た  
だし、床面積が四〇㎡以上五  
〇㎡未満である住宅の用に  
供する家屋に係る右記(1)  
の住宅借入金等を有する場  
合の所得税額の特別控除の  
特例は、その者の十三年間  
の控除期間のうち、その年  
分の所得税に係る合計所得  
金額が一、〇〇〇万円を超  
える年については、適用し  
ないこととされました。

2 退職所得課税の適正化  
その年中の退職手当等のうち、  
退職手当等の支払者の下での  
勤続年数が五年以下である者  
が当該退職手当等の支払者か  
ら当該勤続年数に対応するも

3 非課税限度額等における国外居住親族の取  
扱いの見直し  
扶養控除における国外居住親族の取扱いの  
見直しを踏まえ、個人住民税均等割及び所得  
割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親  
族から、年齢三十歳以上七十歳未満の非居住  
者であつて次のいずれにも該当しない者を除  
外することとされました。  
ア 留学により国内に住所及び居所を有し  
なくなつた者  
イ 障害者  
のとして支払を受けるものであつて、特定役  
員退職手当等に該当しないもの（以下「短期  
退職手当等」という。）に係る退職所得の金  
額の計算につき、短期退職手当等の収入金額  
から退職所得控除額を控除した残額のうち三  
〇〇万円を超える部分については、退職所得  
の金額の計算上二分の一とする措置を適用し  
ないこととされました。  
この見直しに伴い、短期退職手当等と短期  
退職手当等以外の退職手当等がある場合の退  
職所得の金額の計算方法、退職手当等に係る  
特別徴収税額の計算方法及び退職所得申告書  
の記載事項等について所要の措置を講ずるこ  
ととされました。  
右記の改正は、令和四年一月一日以後に支  
払を受けるべき退職手当等について適用する  
こととなります。

ウ その納税義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を三八万円以上受けている者

また、個人住民税均等割の税率軽減の判定の基礎となる扶養親族についても、同様の措置を講ずることとされました。

右記の改正は、令和六年度分以後の個人住民税について適用することとなります。

### 4 特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る申告手続の簡素化

申告手続の簡素化の観点から、個人住民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について源泉分離課税（申告不要）とする場合に、原則として、確定申告書の提出のみで申告手続が完了できるように、確定申告書における個人住民税に係る附記事項を追加することとされました。

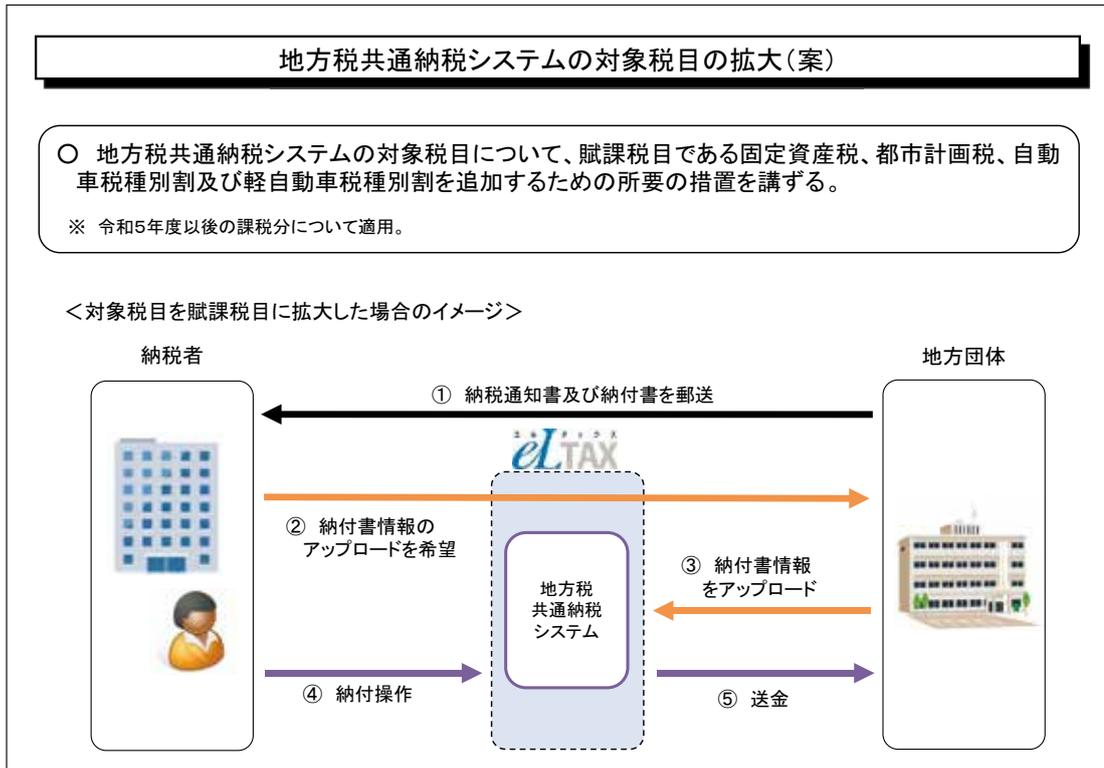
右記の改正は、令和三年分以後の確定申告書を令和四年一月一日以後に提出する場合について適用することとなります。

## IV 納税環境整備

### 1 地方税共通納税システムの対象税目の拡大

地方公共団体の収納事務を行う地方税共同機構が電子的に処理する特定徴収金の対象税目に固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加し、eLTA

表6



× (地方税のオンライン手続のためのシステム)を通じて電子的に納付を行うことができよう、所要の措置を講ずることとされました。

右記の改正は、令和五年度以後の課税分に

ついて適用することとなります。

### 2 個人住民税の特別徴収税額通知の電子化

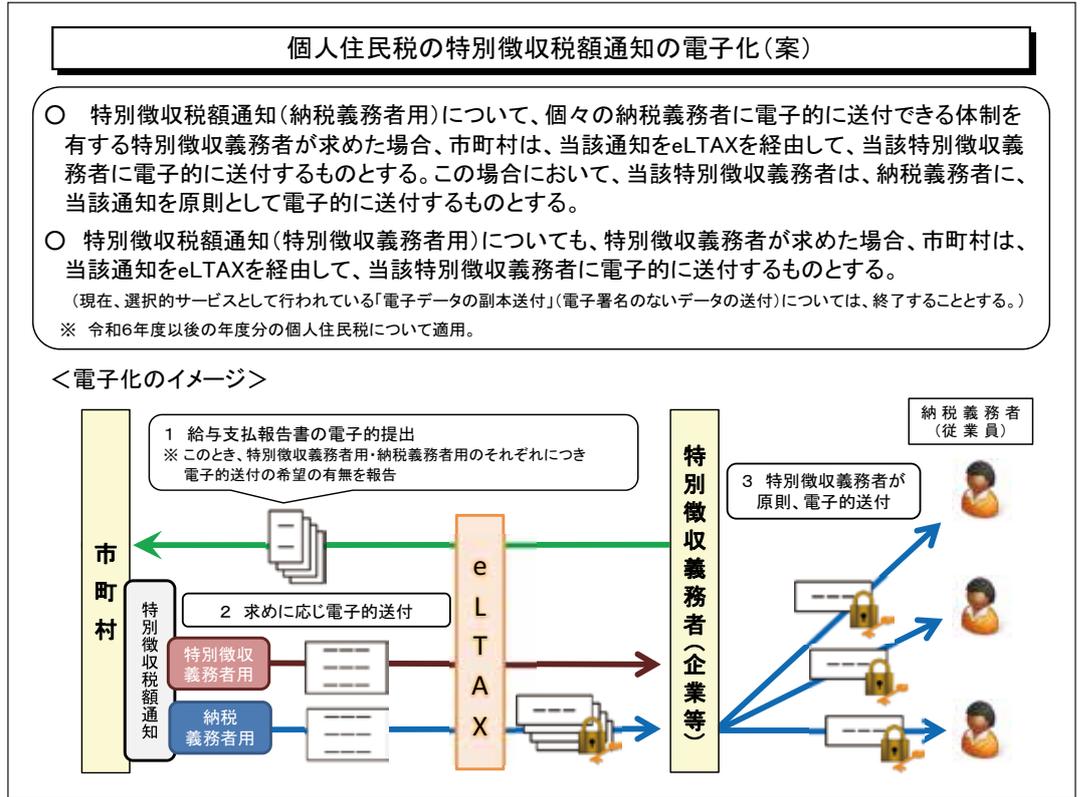
(1) 給与所得に係る特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)について、eLTAを経

由して給与支払報告書を提出する特別徴収義務者が申出をしたときは、市町村は、当該通知の内容をeLTAを経由し、当該特別徴収義務者に提供しなければならないこととされました。

(注) 現在、選択的サービスとして行われている、書面による特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の送付の際の電子データの副本送付は、終了することとなります。

(2) 給与所得に係る特別徴収税額通知(納税義務者用)について、eLTAを経由して給与支払報告書を提出する特別徴収義務者であつて、個々の納税義務者に当該通知の内容を電磁的方法により提供することができる体制を有する者が申出をしたときは、市町村は、当該通知の内容をeLTAを経由して当該特別徴

表7



収義務者に提供し、当該特別徴収義務者を經由して納税義務者に提供しなければならぬこととされました。この場合において、当該特別徴収義務者は、当該通知の内容を電磁的方法により納税義務者に提供することとなります。

ればならないこととされている地方税関係書類について、押印を要しないこととするほか、所要の措置を講ずることとされました。

(注1) 地方税犯則調査手続における質問調書等への押印については、刑事訴訟手

(注) 右記の改正は、令和六年度分以後の個人住民税について適用することとなります。

**3 軽自動車税関係手続のオンライン化**

軽自動車税環境性能割及び種別割の申告又は報告並びに継続検査時における種別割の納付の有無の事実の確認について、国の関連システムの更改時期(注)に合わせて、オンライン手続により行うことを可能とすることとされました。

**4 税務関係書類における押印義務の見直し**

(注) 自動車登録検査業務電子情報処理システム等の更改時期…令和五年一月予定

(1) 提出者等の押印をしなければ

次に準じた取扱いとすることとされました。

(注2) 右記の改正は、令和三年四月一日以後に提出する地方税関係書類について適用することとなります。

(2) 地方税法令上、明確に押印を求めている手続で、地方団体が条例等で独自に様式を定め、押印欄を設けているものについても、同様の見直しを行っていただきたいとされています。

**5 電子帳簿等保存制度の見直し**

(1) 地方のたばこ税における輸出免税等の適用に当たって必要となる課税免除事由に該当することを証するに足りる書類について、当該書類の保存義務者が一貫して電子計算機で作成し、一定の要件を満たす場合には、電磁的記録等により保存を行うことができるとされました。

(2) 次に掲げる書類について、一定の要件を満たす場合には、スキャナ保存を行うことができることとされました。

ア 地方のたばこ税における小売販売業者の営業所ごとの売渡しに係る製造たばこの数量等を記載した書類

イ 地方のたばこ税における売渡しに係る製造たばこが卸売販売用であることを証する書類

ウ 地方のたばこ税における輸出免税等の適

- 用に当たって必要となる課税免除事由に該当することを証するに足りる書類
- 工 軽油引取税における軽油の引取りを行った者の事務所又は事業所ごとの納入に係る軽油の数量等を記載した書類
- オ 軽油引取税における自動車用炭化水素油譲渡証の写し
- (3) 次に掲げる書類について、一定の要件を満たす場合には、当該書類に記載すべき事項に係る電磁的記録を徴し、又は提出することができるとされました。
- ア 地方のたばこ税における小売販売業者の営業所ごとの売渡しに係る製造たばこの数量等を記載した書類
- イ 地方のたばこ税における売渡しに係る製造たばこが卸売販売用であることを証する書類
- ウ 軽油引取税における軽油の引取りを行った者の事務所又は事業所ごとの納入に係る軽油の数量等を記載した書類
- (4) (3)に掲げる書類に記載すべき事項に係る電磁的記録を徴し、又は提出を受けた場合には、当該書類の保存義務者は、当該電磁的記録等を保存しなければならないこととされました。
- (5) その他国税の取扱いに準じて所要の措置を講ずることとされています。
- (6) 右記の改正は、令和四年一月一日から施行することとし、右記(1)、(2)及び(4)

の改正は、同日以後に保存を行う電磁的記録等について、右記(3)の改正は、同日以後に徴し、又は提出する電磁的記録について、それぞれ適用することとされています。

### 6 納税者等が地方税等の納付を委託する制度の整備

- 国税の制度に準じ、地方税等の歳入を納付しようとする者がスマートフォンを使用した決済サービス等により納付しようとする場合に、地方公共団体の長が指定する事業者に納付を委託する制度を整備することとされました。
- ア 国税通則法と同様に、当該事業者による確実な納付、納税者等の保護を図るため、当該事業者からの徴収、当該事業者に対する調査等の仕組みを追加することとなります。
- イ 右記の改正は、令和四年一月四日以後に地方税の納付を委託する場合について適用されることとなります。
- ウ 右記の改正の考え方については、通知により示されています。

### V 航空機燃料譲与税

航空機燃料譲与税については、令和3年度に限り、航空機燃料税の税率の更なる軽減が行わ

れることに伴い、地方財政に影響が生じないよう、航空機燃料譲与税の譲与割合を九分の二から九分の四に引き上げる等所要の措置を講ずることとされました。

### おまげ

今年度の税制改正では、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置が創設されるとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例が設けられました。

また、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置が創設されました。加えて、家計の暮らしと民需を下支えるため、固定資産税の評価替えへの対応、住宅ローン控除の特例の延長等が行われました。

さらに、今後の検討事項として、県税ではありませんが、ガス供給業に係る法人事業税の収入金課税について引き続き検討することとされています。

地方自治体の財政状況が新型コロナウイルスの影響により更に厳しくなる中、適正な税務行政による税負担の公平性の確保は、行政に対する住民の信頼や自主財源の確保につながることから、より一層の適正な課税・徴収事務の執行をお願いいたします。

# クリーンエネルギーでグリーン社会の実現を

徳島県危機管理環境部グリーン社会推進課長 杉山 光生

## はじめに

二〇一六年十一月の「パリ協定」発効以降、洋上風力発電の急拡大、石炭火力発電からの撤退、ガソリン車から電気自動車への急速な転換など、欧州を筆頭に世界各国の脱炭素社会実現に向けた動きが加速しています。

日本でも、環境等に配慮したESG投資(※1)の拡大を背景として、大企業を中心にRE100(※2)やSBT(※3)など、脱炭素化への取組が急速に拡大しています。

こうしたなか、令和二(二〇二〇)年十月、菅総理大臣就任の所信表明で、「二〇五〇年カーボンニュートラル」への挑戦が宣言され、日本も「経済と環境の好循環」により脱炭素化を進める「グリーン社会」の実現に真直面から取り組んでいくこととなりました。

## 徳島県の取組

徳島県では、平成二十八(二〇一六)年十月、全国に先駆け、「脱炭素社会の実現」を掲げた

「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」(愛称…すだちくん未来の地球条例)を制定し、温室効果ガス排出削減・吸収対策である「緩和策」と気候変動の影響防止・軽減策である「適応策」を両輪に、気候変動対策を展開してきました。

本稿では、「緩和策」の要であるとともに、災害に強い「自立・分散型電源」であるため「適応策」としても効果的な、グリーン社会実現の鍵となる、自然エネルギー・水素エネルギーへの徳島県の取組を紹介します。

### ○自然エネルギーの導入促進

東日本大震災を契機に、化石燃料中心のエネルギーシステムから、環境負荷が少なく、安全で持続可能な自然エネルギーを活用する、新たなエネルギー社会への変革が求められるようになり、平成二十四(二〇一二年)七月、再生可能エネルギーによる電力を電力会社が一定期間固定価格で買い取ることを義務付ける「固定価格買取制度(FIT)」がスタートしました。

徳島県でも平成二十四(二〇一二年)三月に「自然エネルギー立県とくしま推進戦略」を策

定し、全国トップクラスの支援制度や適地マップの公開により、メガソーラーをはじめとした自然エネルギーの誘致に取り組むとともに、国の「グリーンニューデール事業」を活用し、一〇〇箇所を超える防災拠点や避難所への太陽光パネル・蓄電池の設置を進めてきました。



徳島県企業局「和田島太陽光発電所(2MW)」

また、「エネルギーの地産地消」を担う人材育成を図る「とくしま自然エネルギー・ビジネスマイスター講座」の開催や環境先進地であるドイツ・ニーダーザクセン州との交流を継続して行ってきました。

その結果、徳島県の「自然エネルギーによる電力自給率」は、平成二十七（二〇一五）年度に、二六・五％となり、国の二〇三〇年度目標値（二二・二四％）を上回るものとなりました。

こうした取組をさらに推進するとともに、パリ協定の発効、SDGsの普及、ESG投資の拡大など、自然エネルギーを取り巻く急激な社会・経済情勢の変化に対応するため、令和元（二〇一九）年七月、新たに「自然エネルギー立県とくしま推進戦略～脱炭素社会の実現へ！～」を策定しました。

この戦略では、二〇五〇年の脱炭素社会実現を目指し、「二〇三〇年度・自然エネルギー電力自給率五〇％」を目標に、①「環境とビジネスの両立・発展」、②「エネルギーの地産地消」、③「自立・分散型電源の確保」、④「水素エネルギーの社会実装」の四つの戦略プロジェクトを取りまとめており、各プロジェクトに沿って、産学官金の連携による、着実な取組を進めています。

今後は、  
・身近な自然エネルギーであり、グリッドパリティ（※4）に到達した家庭用太陽光発電設備（屋根置き）や、家庭用蓄電池のさらなる

### 普及促進

・電力の需給調整や自然エネルギーの導入拡大に資するバーチャル・パワー・プラント（※5）の導入推進

・営農型太陽光発電や、畜産、園芸への太陽光発電の活用、農業用水路での小水力発電など、農業分野における自然エネルギーの活用促進  
・県内中小企業の事業活動における自然エネルギー導入促進

などに重点的に取り組むことにより、本県からも「経済と環境の好循環」を生み出していくことが重要であると考えています。

### 〇水素エネルギーの率先導入

究極のクリーンエネルギーと言われる「水素」について、徳島県では、「地方発の水素社会」実現を目指し、平成二十七（二〇一五）年十月に策定した「徳島県水素グリッド構想」に基づき、社会実装の取組を進めています。

平成二十七（二〇一五）年度から平成二十八（二〇一六）年度にかけて、県庁に「自然エネルギー由来・水素ステーション」を整備するとともに、六台の燃料電池自動車を公用車に率先導入し、水素エネルギーの普及啓発に活用しています。また、四国太陽日酸（株）による中四国初となる移動式水素ステーションの運用も開始されました。

平成三十（二〇一八）年度には、徳島阿波おどり空港において、地方空港では全国初となる

「自然エネルギー由来・水素ステーション」と「燃料電池フォークリフト」のセット導入が実現したほか、地域の産業振興や経済活性化に向けた「とくしま水素ビジネス研究会」を設立しました。

また、令和二（二〇二〇）年四月には、全国初となる「燃料電池パトカー」の運用を開始するなど、着実に水素エネルギーの社会実装を進めてきました。

さらに、今年（二〇二一年）十一月には、東亜合成（株）徳島工場において、全国初の「地産水素」を活用した、製造・供給を一体的に行う水素ステーションが開所するとともに、徳島



燃料電池自動車「MIRAI」を改造したパトカーと県庁の自然エネルギー由来・水素ステーション

バス（株）が運営者となり、鳴門公園線において、中四国初となる燃料電池バスの路線運用を開始することになっており、県民の皆様は水素エネルギーを身近なものとして実感していただく機会が増えてくると思います。

今後は、

- ・ 自然エネルギー活用による地産水素の「グリーン化」(※6)
- ・ この水素を県内各地の水素ステーションや事業所に配送する、水素供給体制の整備
- ・ 高速道路走行が可能な燃料電池バスや燃料電池船舶の導入



燃料電池バス「SORA」の実証運行

などを見据えた「徳島モデル」の構築を目指し、関係機関や民間事業者の方々と密接に連携を図りながら「地方発の水素社会」の実現に取り組んでいきたいと考えています。

### 結 び

脱炭素社会実現に向けては、二〇三〇年までの短期間に、どこまで取組を進められるかが明暗を分けるとされており、国では、地球温暖化対策推進法の改定、「グリーン成長戦略」や「地域脱炭素ロードマップ」の策定、「二兆円のグリーンイノベーション基金」の造成など、総力を挙げた取組が進められています。

徳島県でも、こうした国の動向をいち早く捉え、全国を牽引していく先導的な取組を引き続き積み重ねて行きたいと考えています。

将来世代に禍根を残さないよう、とにかく、今できることから取り組んでいくことが何より重要であり、「巧遅より拙速」の姿勢で、脱炭素社会実現に向けた社会・経済の変革「グリーン・トランスフォーメーション(GX)」に臨んで参ります。

※1 ESG投資

従来の財務情報だけでなく、環境(Environment)・社会(Social)・企業統治(Governance)要素も考慮した投資

※2 RE100

企業が自らの事業の使用電力を100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的な企業連合

※3 SBT (ScienceBasedTargets)

企業が設定するパリ協定の水準と整合した温室効果ガス削減目標

※4 グリッドパリティ

自然エネルギーの発電コストが、系統からの電力のコストと同等かそれ以下となること

※5 バーチャル・パワー・プラント

地域にある太陽光発電設備や蓄電池・電気自動車などの「エネルギーリソース」をIoT技術で管理・制御し、一つの発電所のように機能させること

※6 地産水素のグリーン化

地産水素の生成過程(水の電気分解)でも二酸化炭素を排出しない「CO2フリー水素」にすること

# 「世界初が走る町。」海陽町

## DMVでモードチェンジ

海陽町副町長 阿部 順次

### 1. 海陽町といえば

海陽町は徳島県の最南端に位置し、温暖な気候が売りで、冬の降雪量はほとんどありません。夏場は台風メツカで雨量も多く、多い時には四〜五回台風が直撃することもあります。昭和二十



イセエビ料理



阿波尾鶏料理

一年の南海地震では、津波被害で八十五名もの犠牲者を出しており、県内で一番速く「津波」が到達することから、津波避難タワーの整備始め、これまで様々な減災・防災対策を進めてきました。中央には平成の名水百選にも選ばれた海部川が流れ、海部川の清流から採っている水道水はミネラルウォーターよりきれいな水だとVanoの



大里松原海岸

トップニュースにも掲載されたほどです。産業では「きゅうりタウン」が有名ですが「イセエビ」漁も盛んで宿泊施設では超豪華なイセエビ料理がリーズナブルな価格でたっぷり堪能できます。また地鶏の年間出荷数全国ナンバーワンを誇り、歯ごたえプリプリ、ジューシーな旨みが凝縮された絶品食材「阿波尾鶏」は約七五%が海陽町から出荷されており、県外からのお客様にも自信を持ってお薦めできる有名な阿波尾鶏の料理屋さんがいくつもあります。

沿岸部は全てのエリアが国定公園に指定されており、車で国道五十五号線を南下していくと風光明媚な自然公園の中に迷い込んだような感覚にな

ります。当然マリンスポーツも盛んで全国でも屈指のチューブが巻く海部川河口の「カイフポイント」はじめ年間で約十万人あまりのサーファーが海陽町を訪れています。

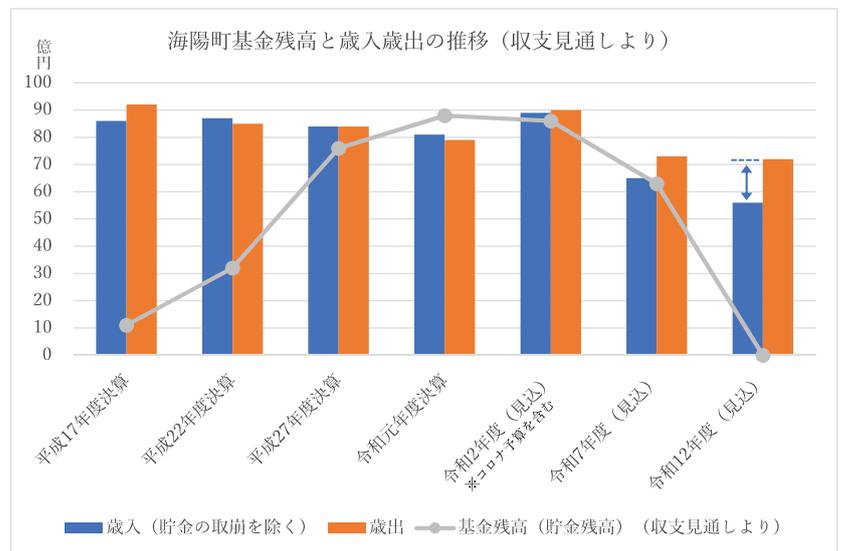
## 2. 課題

海陽町は平成十八年に旧の海南町、海部町、穴喰町の三町が合併し誕生しました。

合併後十五年が経過し、人口は約一・二万人から現在九千人弱へ、高齢化率も四五%と他の自治体同様、人口減少と少子高齢化が進行しています。

合併以降、職員数の削減を中心に厳しい行財政改革に取り組んできた結果、現在基金の合計は約九〇億円、経常収支比率も八四・七%と県内市町村の中では比較的安定した財政指数を誇っています。令和三年度には①合併算定替えの終了、②国調人口の減少による普通交付税の減額、③コロナの影響による税収減のトリプルパンチで当初予算で財源不足による基金の取り崩しが拡大しました。

また、この交付税の減額などの予測に今後の大規模プロジェクトなどを見越した令和二年度以降の収支見通しでは、十年後に全基金が枯渇し、通常の予算編成が困難となる非常に厳しい試算結果となったため、町議会にも報告の上、令和三年度を「行財政改革のネクストステージ」元年として、さらなる事務事業の見直しや組織機構改革などを急ピッチで進める「新たな行財政改革プラン」の策定に向け開始しました。



※今後の数値に変動があります。

## 3. 職員一丸となった横割体制の整備

新たなステージの行財政改革に取り組む一方、 $\Sigma$ コロナの対応に加えて人口減少対策はじめ、地域医療・福祉の充実やデジタル活用、産業振興など、町民サービスの維持向上に今後も継続して取り組んでいかなければなりません。

このため、本町の持つ最大の資源である「職員」の経験や能力を可能な限り引き出しながら、少数精鋭で様々な行政課題に役場一丸となって対応し

ていく体制を整備することとし、令和三年度定期人事異動において、横断的な重要案件への対応を図る体制として、参事クラスがトップの①「行財政改革推進本部」、②「コロナ復興・にぎわいづくり推進本部」、③「みらい行政推進本部 (DX推進など)」を新たに設置し、若手職員が中心となり昨年度設置した「DMV機運醸成」、「行財政改革」、「DX推進」などのプロジェクトチームと一体的に取り組んでいくこととしています。

## 4. 世界初が走る町。

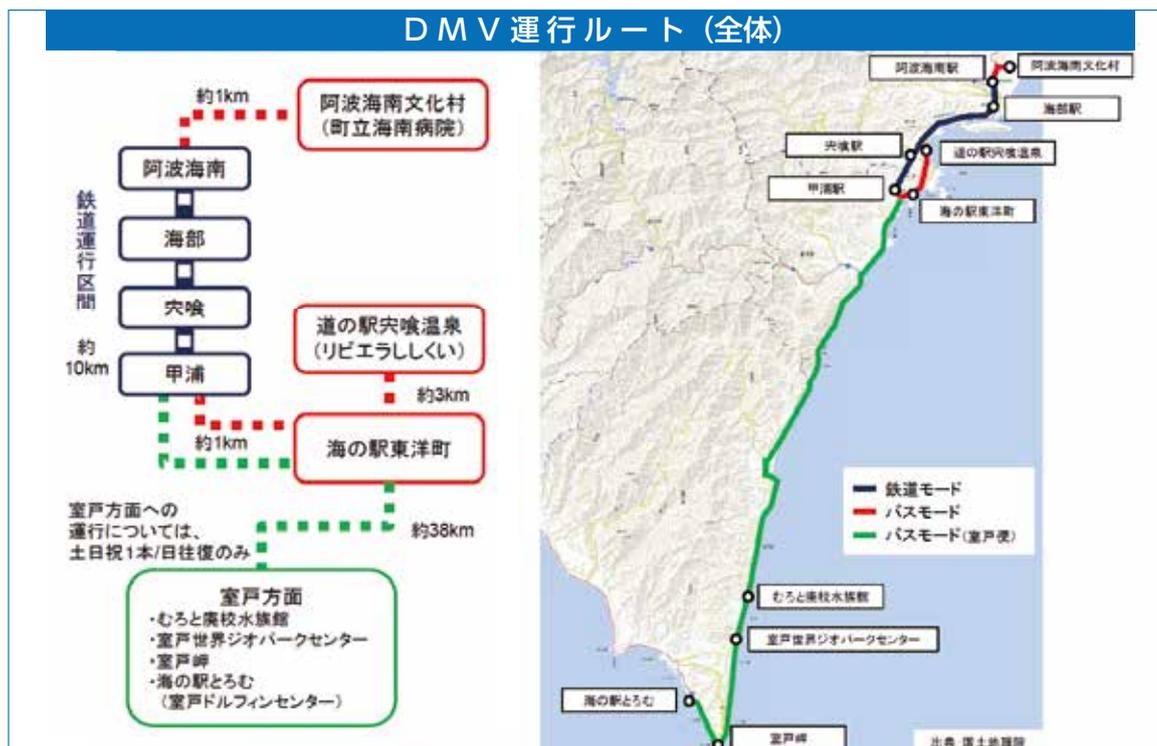
平成四年に開業した阿佐東線は、海陽町と高知県東洋町を結ぶ全長八・五kmの鉄道で過疎化が進む他の地域公共交通同様赤字が続き、経営改善が急務となる中、

観光で地域公共交通を維持し、地域への経済波及効果の拡大を図る新たなモデルとしてDMVとしてDMV (デュアル・モード・ビークル) 導入に向けた準備が進められ、営業運行を開始



DMV

## DMV 運行ルート (全体)



する予定です。  
「県を跨いだ世界初」のDMVですが、平日は、バスモードで阿波海南文化村から阿波海南駅まで走行します。阿波海南駅でモードチェンジ(バス

車両の下から鉄車両が現れ、十五秒ほどで鉄道モードに突入します)し、鉄道モードで甲浦駅まで運行、甲浦駅からはバスモードにチェンジし、東洋町の海の駅、そして道の駅穴喰温泉までのルート約一〇kmを往復します。土日祝日は、「週末のお楽しみ」として、平日のルートに加え、室戸方面を経由するルートを一往復します。

鉄道ファンをはじめ全国の乗り物ファンからの注目度が高いため、県外や世界からも観光客をお迎えし、地域への経済波及効果を高めるため、海陽町では、県や四国の右下観光局と連携しながら、「DMV機運醸成PT」が主体となり「世界初が走る町。」を合い言葉に、応援ソングやダンス動画、絵本なども制作し、運行開始を控え最終の受入準備を進めているところです。



お支えいただき、海南病院改革、三セク漁火の経営改革やコロナ対応など大小の課題と奮闘する日々を過ごし、海陽町の伝統や文化に触れてまいりました。この海陽町の貴重な財産を将来の世代に引き継いでいくためにも気を引き締めて日々の業務に当たっていきたくと考えています。

## 5. 行政もモードチェンジ

新型コロナウイルスの影響で社会経済活動や日常生活が一変し、世界が文明の転換期を迎えています。海陽町は合併後十五年が経過し、新町としての基礎は固まったものの、これまでの当たり前を当たり前とせず、このタイミングを改革の時期と捉え、DMV同様、「モードチェンジ」し十年、二十年先を見据えた取り組みを進めていかなければなりません。

これからは、三浦町長の公約でもある「ハイセンスな田舎づくり」に向け、全職員がこれからの町の未来を想像し、行革に、行政サービスの維持向上に、タイミングを計りながら必要な対策を創造できるような町の運営に責任を持って取り組んでいく所存です。

昨年四月より海陽町に赴任し、はや一年が経過しましたが、町長さんはじめ役場職員の皆さんに

# 研修生は楽しい！

美馬市企画総務部危機管理課課長補佐

藤原 由美子

## はじめに

私が徳島県に研修生として派遣されたのは、今からちょうど十年前。平成二十三年度のことでした。

その年は、四月十日に県知事選挙が予定されており、地域振興総局内は選挙の準備に追われていました。また、直前の三月十一日に発生した東日本大震災の被災地支援のため県や市町村の職員が継続的に派遣されており、県庁全体が慌ただしい雰囲気に含まれていたように思います。美馬市や総局からも東北に派遣される方がいて、何度も出発式や見送りに参加したことを覚えています。

## 振興担当の一年

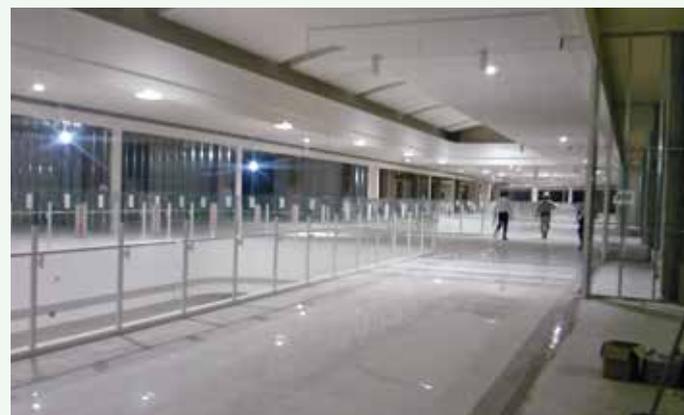
私の前期の派遣先は、当時の地域振

興総局地方主権推進課の振興担当でした。「前期の」と書きましたが、実はいろいろな事情がありまして、研修生の中で私だけ異動がなく、一年間じっくり振興担当の業務に取り組むことができました。

振興担当の研修生は、主に各種財団法人の助成事業と融資事業を担当します。市町村から提出された書類を審査するだけでなく、市町村と財団との間で両者の調整を行うことも重要な仕事でした。また、その年は、建設中だった「ゆめタウン徳島」や、サッカー日本代表OBとの親善試合「ドリーム・サッカー」などの事業にも関わる機会があったため、視察や会議の準備・調整をすることもありました。課長や局長に対してレクをする機会も多く、理



ドリーム・サッカー参加選手のサインボール



工事中のゆめタウン徳島

解を得るために有効な資料を作成するにはどうすればよいか、意識するようになりました。最初はなかなかうまくいきませんでした。最初はなかなかうまくいきませんでした。当時の係長が、小さなことでも相談に乗り、アドバイスをしてくださいました。この経験を通じて、資料の客観性・正当性を裏付けるデータの必要性や活用方法、情報を過不足なく反映し、誰にとっても分かりやすく簡潔にまとめることの重要性を学びました。このとき身につけた考え方は、今も私の仕事の基礎となっています。

## とくしま集落再生プロジェクト

平成二十三年度は、「とくしま集落再生プロジェクト」立ち上げの年でもありました。

研修生だより



第2回検討委員会（地域製品の試食会）



第1回検討委員会（集落の写真パネルで囲まれた会場）

このプロジェクトは、過疎集落再生のための対策を取りまとめたもので、委員の公募・選定から始まり、七月から翌年一月末までの七か月の間に、四回の検討委員会のほか、起草委員会、戦略的調整会議など、計十回の会議を経て完成しました。会議に当たって、課員で県内各地を回り先進的な取組をされているNPOや事業者の方から直接聞き取り調査を行ったほか、過疎集落の景観や伝統文化、地域産品を紹介するために、会場を写真パネルで囲んだり、試食会を併せて実施したりもしました。

また、会議と並行して様々な事業も実施されました。私は主担当を受け持つことはありませんでしたが、いろいろな事業のお手伝いをさせていただき

ました。そこで写真展を開催したり、ゆめタウンで地域産品の展示即売会や伝統芸能の実演を実施したり、菓草粥を作って宿泊施設に売り込んだり…。

会議も事業も準備が本当に大変でしたが（主担当の方は更に大変そうでしたが）、従来の業務に加えてこのプロジェクトに一年を通して関わることができたことは、非常に貴重な経験となりました。

サテライトオフィスプロジェクト

研修生活での貴重な経験といえば、「サテライトオフィスプロジェクト」に参加させていただいたことも忘れられません。

今でこそ県内各地で展開されているサテライトオフィスですが、当時はまだ第一弾の実証実験が神山町で始まったばかりでした。おとなりの地域情報課が担当だったので、なぜか急遽その実証実験に同行することになり、それまで「サテライトオフィス」という言葉すら聞いたこともなかった私は、車の中で説明を受けながら神山町に向かいました。その時は、「なぜ私が？」とも思いましたが（そして、理由は未だに分かりませんが）、それをきっかけに、その後、企業の方の体験ツアーやミーティングに参加させていただき、この機会がなければ出会うこともなかったであろう年齢もキャリアも価値観

も異なる方々から貴重な話をたくさん伺うことができました。

やすひら

美馬市に戻ってから、ふるさと振興課、企画政策課を経て、今は危機管理課で勤務しています。財政、危機管理と、少しバタバタして忙しい年が続いています。めげずに頑張っているのは、研修生活の一年間、どんな状況でもやり遂げる総局の人たちを見ていたからではないかと思っています。

一年間、しんどいことも嫌なことももちろんありましたが、みんなで息抜きもたくさんして、くだらないことでたくさん笑って、振り返ってみれば総じて楽しい一年でした。そして、そう思えるのは、同期の研修生はもちろん、地方主権推進課や地域振興総局など、周りの人たちに恵まれたからにほかなりません。皆さんに助けていただき、無事に楽しく研修生活を終えることができました。今も困ったときには助けってもらっていて、本当にありがとうございます。思っています。

今は新型コロナウイルスのせいではなかなか会うこともできませんが、落ち着いたらまた集まりたいねと話しています。みんなで集まって、おいしいものを食べて、くだらないことで笑い合える日々が、早く戻ってくればいいなと思います。今日も頑張っています。

# 令和二年度「中堅職員リーダー」研修を受講して

勝浦町出納室室長補佐

中田 敦 士

## はじめに

令和二年十月七日（水）から令和二年十月九日（金）にかけて滋賀県の「全国市町村国際文化研修所」にて「中堅職員リーダー研修」を受講しました。研修所まで高速バス、JR等公共交通機関を利用して、マスク常時着用、アルコール消毒、手洗いの徹底を行いながら移動しました。また、研修所では受講時・演習時のマスク常時着用、毎朝の体温チェック、二人用の机に一人着席、休憩時間の換気、発表の際はスタンドマイクの使用など感染症予防のための対策を講じていただいていた受講

しました。

新型コロナウイルスが全国各地で発症していた状況下でしたが全国各地から二十四名の参加がありました。

研修を受講するにあたり、職場の中堅としてメンバーをまとめ、動かし、引っ張っていく力を身につけるのはどうしたらいいのか、自らを起点にしてチームにおけるコミュニケーションの土壌を作っていくスキルや、チームで成果を出すための管理・運営スキルを身につけることを目的として研修に臨みました。

## 研修内容

本研修は、二泊三日の行程で全五講座を受講しました。本稿では講義について紹介させていただきます。

十月七日 講義一日目

講義初日は今冬のボーナス〇〇五ヶ月カットが勧告された日でした。  
【講義】 これからの自治体運営

二〇四〇年にかけて団塊ジュニア世代も高齢者となり、多くの自治体では人口が大幅に減少し公共施設の老朽化が進むなど、社会情勢の大きな変化が予想されます。「自治体戦略二〇四〇構想」をもとに、今後の自治体を取り巻く環境の変化や、人口減少時代に取り組むべき自治体の戦略について講義を受講。

【講義】 ウイズコロナ時代の働き方とリーダーシップ

新型コロナウイルスの影響等で自治体の組織では様々な対応が求められて



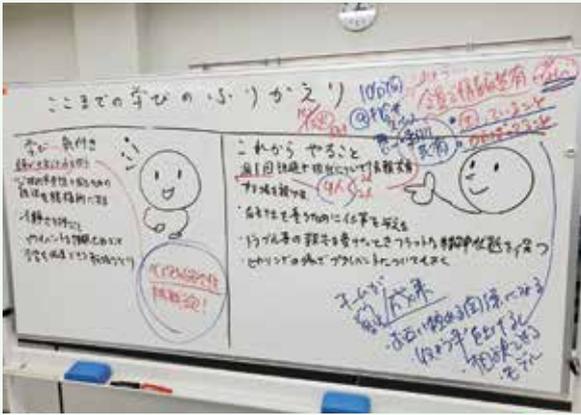
出典：全国市町村国際文化研修所ホームページ

います。ウィズコロナ時代における働き方改革の課題を再確認し、これからの自治体職員に求められるリーダーシップについて講義を受講。

十月八日 講義二日目

【講義・グループ演習】 チームワークで成果を上げる

業務を効果的かつ効率的に遂行するため、また目標を達成するためには、チームワークが大切。成果を上げるためのチームづくりやリーダーとしての役割、チームワークに必要な考え方等について再認識の方法の講義及びグループ演習。



グループ演習

【講義・グループ演習】 メンバーの力を引き出すコミュニケーション

部下とのコミュニケーション、質問の仕方や褒め方、メンバーの力を「引き出し」「まとめる」ためのコーチング・ファシリテーション等についてコミュニケーションの基礎知識から職場で使える実践的な方法の講義及びグループ演習。

十月九日 講義三日目

【講義・演習】 施策立案のためのデータの読み方

統計の基礎的な概念や、隠れた要因を見つける考え方、相関関係と因果関係の違い、統計資料にだまされない、だまさないための基本的なデータの読み方について学ぶとともに、データを用いて自分の考えをエクセルを用いて説明をすることの演習。

### まとめ 研修の成果・感想

目標は日頃から口にしてはいますが、目的が曖昧になっていることが多いことからメンバーのやる気を向上させるのには明確な目的を設定することが必要だと感じました。課題として「生産性の向上」がキーワードになっている

ので、共通の考え方を作り出し、自創、自走する環境を早々に構築する必要がありそうです。

現状、職場で十分にできていないわけではない為、改善することによって生産性が三倍。そこを目指してマネジメントに活かしたいと思います。

研修を通して、改めて、自身が足りているだろう点と明らかに足りていない点に気づきがありました。

また、目指すべきリーダーとしてリンクする点多かったですが明瞭簡潔に言葉または文章にすることは意識しておらず、伝えることにおいて怠慢であったように感じました。

その他、講習全体を通して飽きさせない工夫や聴かせる技術も大変勉強になりました。

最後に市町村振興協会 中川さんから執筆依頼があり講義・演習時の写真が一枚もないことに気づきました。(感染防止のため撮影を控えていました) 全国市町村国際文化研修所の細谷さんからグループ討議で一緒だった仲間から写真を提供していただきました。ありがとうございます。

今後も、このような機会があれば積極的に受講し、自己研鑽に努めていきたいと思えます。

# 美波町

## 「美波防災ナビ」について

美波町では、令和元年度に徳島県の補助金を活用し、地元企業であるサイファー・テック株式会社と、美波町の防災に特化した独自の防災アプリ「美波防災ナビ」を作成いたしました。

町内で発生が懸念される様々な災害に対し速やかな情報発信を行うことによる減災、災害に強いまちづくりの構築を目的とし、きめ細かな情報を配信することで、二次被害や二次災害等を防止するとともに、災害に対する意識の向上、情報の共有を行うことで安全安心に暮らせるまちづくりを目標としています。

まず、アプリを作成するに際し、「避難情報発令時に住民の方が避難のタイミングを分かりやすくすること」が最も重要だと思いました。

それは、町内に居住する高齢者世帯、小さな子供がいる世帯など本来なら避難行動に時間を要する住民が早い段階で避難することが望ましいが、そういった世帯ほど避難行動に繋がらない傾向があると感じたからです。

そこで、アプリを活用することで、若い世代への呼びかけや、高齢者のみの世帯には町内外に住む縁者がアプリをインストールすることにより、町外からでも町内の状況を把握でき、助言による避難へ繋がることが期待できるのではないかと思います。

また、停電時には防災行政無線やテレビ等での情報取得が困難な状況においても、確実に情報を発信でき

ることも大きなメリットです。

アプリの機能としては、①「災害情報提供」②「災害通報機能」③「事前防災情報提供」④「避難場所誘導機能」などがあり、他市町村でもアプリの運用を行っている事例もありますが、「美波防災ナビ」は、住民からの②「災害通報機能」があり、職員だけでは町内全てを把握することは困難であり、住民からの位置情報を活用した情報を提供してもらうことにより、災害場所の特定や状況確認が速やかに行え、二次被害等を軽減することが可能となります。

④「避難場所誘導機能」については、津波等の災害において平時より自宅や職場等からの緊急避難場所への経路や危険個所の事前確認、家族間での情報共有、

また美波町は観光来町者や各種祭り、参拝者やイベント等で町外から多くの方が訪れることから、宿泊施設や飲食店、観光案内所などにQRコードを設置するなど幅広くインストールを呼び掛けるなどし、発災時には土地勘がなくてもGPS機能を利用し避難経路を表示させることができます。

さらには、2022年には関西ワールドマスタースゲームスの開催があるなど、外国人来町者（インバウンド）

にも対応できるよう英語表記機能もあります。

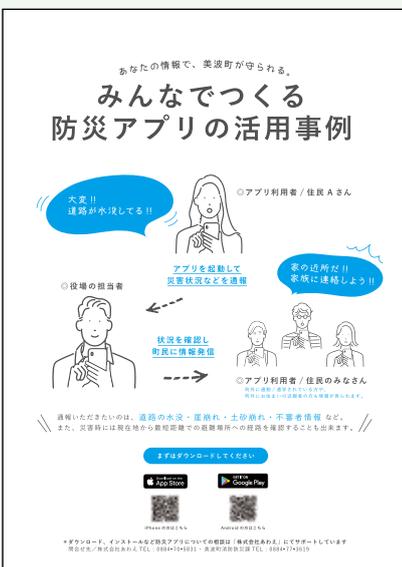
作成したアプリについては、近隣の市町村も導入することにより、道路事情など町村を超えた情報共有にも期待できると考えております。

作成＝完結ではなく今後は、消防防災として火災発生時に消防団員への消火活動に係る場所の周知や状況報告など、町民の命や財産を守ることを目的とした、防災に幅広く活用できるアプリを今後も進化させたいと思っております。

お問い合わせ

美波町消防防災課

TEL 0884-77-3619



## 板野町

## 道の駅「いたの」整備・運営事業

板野町は、基幹産業である農業を中心として地域が発展してきましたが、全国的な傾向と同様、農家数が減少し耕作放棄地が増加しています。

こうした中、平成27年10月に板野町総合戦略における重点施策に「道の駅」を位置づけ、「生き活きと魅力に満ちた田園都市」をランドデザインとして掲げたまちづくりの一環として、産業の振興、地域福祉の充実、防災拠点整備の実現をめざし、「道の駅いたの」の設置に向けた基軸となる考え方や方針を整理し、道の駅整備における基本計画を策定しました。



道の駅いたの全景

この道の駅は、次世代エネルギーを備えた未来志向型の道の駅として、また防災拠点となる道の駅として整備し、令和3年3月30日に開駅、4月1日には施設をオープンしました。

地域振興施設につきましては、特産物直売所、レストラン及び軽飲食コーナーや農業支援研修室、地域情報コーナーのほか、トイレ、足湯、ドッグラン、レンタサイクル、EV急速充電器などを整備し、本年11月には全国初となる道の駅併設の移動式水素ステーションを整備します。



地域振興施設の全景

道の駅の敷地面積は約41,900㎡あり、駐車場は、約326台分を完備しており、高速バス及び路線バス停留



バス待合所の様子

所の整備を行うことにより、施設利用者また住民の利便性の向上はもとより、公共交通利用促進等にも寄与で

きるものと考えています。

また、昨今の大規模災害に備えるため道の駅構内にヘリポート、耐震性貯水槽、避難所兼備蓄倉庫の施設も整備し、災害時の防災拠点となるよう整備しています。

本駅は、地域活性化の拠点となる優れた企画が期待できる駅として、令和2年2月に国土交通省による重点「道の駅」に選定され、また同年7月には、四国地方で88番目となる「道の駅」に登録されました。



防災施設の全景

道の駅いたのは、高松自動車道板野ICと徳島自動車道藍住IC間の県道徳島引田線沿いに位置し、周辺には、温泉施設「あせび温泉やすらぎの郷」、大型公園「あすたむらんど徳島」や四国88箇所霊場の第3番第4番第5番札所などの観光スポットが存在し、「人が参る道の駅」としたキャッチフレーズを掲げ、関係人口の増加を大いに期待していますので、ぜひお越しください。

お問い合わせ

板野町産業課

TEL 088-672-5994

# 会計年度任用職員制度について

市町村課主事（行政担当） 田村 工 亮

## はじめに

令和二年四月一日より、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号。以下「改正法」という。）が施行され、会計年度任用職員制度が導入された。

このことにより、地方公共団体においては、制度の趣旨、勤務の内容に応じた任用・勤務条件を確保するために、改正法の施行に遺漏のないような対応を図ることとなった。

本稿では、改正の趣旨及び適正な運用の留意事項について改めて解説する。

## 改正法の趣旨

地方公務員の臨時・非常勤職員については、総数が全国で約六四万人（平成二十八年四月時点）と増加していた。

また、教育、子育てなど増大し多様化する行政需要に対応するために活用されていることから、地方行政の重要な担い手となっていた。

このような中、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保することが求められており、今般の改正が行われることとなった。

改正法においては、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を図り、併せて、会計年度任用職員については、期末手当の支給を可

能とするものとされた。

この改正に基づき、従来、制度が不明確であり、地方公共団体によって任用・勤務条件に関する取扱いが区々であったことに對し、統一的な取扱いが定められた。

また、今後の制度的な基盤を構築することで各地方公共団体における臨時・非常勤職員制度の適切な運用を確保するものとされた。

## 任用根拠の明確化・適正化

個々具体の職の設定に当たっては、就けようとする職の職務の内容・勤務形態等に応じ、「任期の定めのない常勤職員」、「任期付職員」、「臨時・非常勤職員」のいずれが適当かを検討し、その上で、臨時非常勤の職として設定をする場合には、当該職員の服務、勤務条件等が任用根拠に従って法令等で定められることにかんがみ、区分ごとに任用根拠の趣旨に基づいて行うものとし、かつ、いずれの任用根拠に位置づけるかを明確にすることとされた。

- (1) 会計年度任用職員（改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第七七条及び第二二条の二）条の三）
- (2) 臨時的任用職員（新地方公務員法第二二条の三）
- (3) 特別職非常勤職員（新地方公務員法第三三條第三項）

特に、従来の特別職非常勤職員及び臨時的任用職員については、対象となるものの要件が厳格化されたことから、会計年度任用職員制度への必要な移行を進めることにより、臨時・非常勤職員全体として任用根拠の適正化を図るべきであることとされ、次の事項について、留意することとされた。

### 臨時・非常勤の職の設定に当たっての基本的な考え方

各地方公共団体においては、組織として最適と考える任用・勤務形態の人員構成を実現することにより、厳しい財政状況にあっても、住民のニーズに応える効果的・効率的な行政サービスの提供を行っていくことが重要である。その際、ICTの徹底的な活用、民間委託の推進等による業務改革を進め、簡素で効率的な行政体制を実現することを目指すべきとされた。

このため、臨時・非常勤の職の設定に当たっては、現に存在する職を漫然と存続するのではなく、それぞれの職の必要性を十分吟味した上で、適正な人員配置に努めるべきであるとされた。

### 常勤職員と臨時・非常勤職員との関係

各地方公共団体における公務の運営において

は、任期の定めのない常勤職員を中心とするという原則を前提とし、この常勤職員が占める常時勤務を要する職（定数条例の対象となる職）と非常勤の職については、改正法施行後は、次のとおりとすることとされた。

#### (1) 常時勤務を要する職

次のア及びイの要件をいずれも満たすものであること。

ア 相当の期間任用される職員を就けるべき業務に従事する職であること（従事する業務の性質に関する要件）

イ フルタイム勤務とすべき標準的な業務の量がある職であること（勤務時間に関する要件）

#### 【当該職に就くべき職員】

- ・ 任期の定めのない常勤職員
- ・ 任期付職員
- ・ 再任用職員
- ・ 再任用職員
- ・ 臨時的任用職員

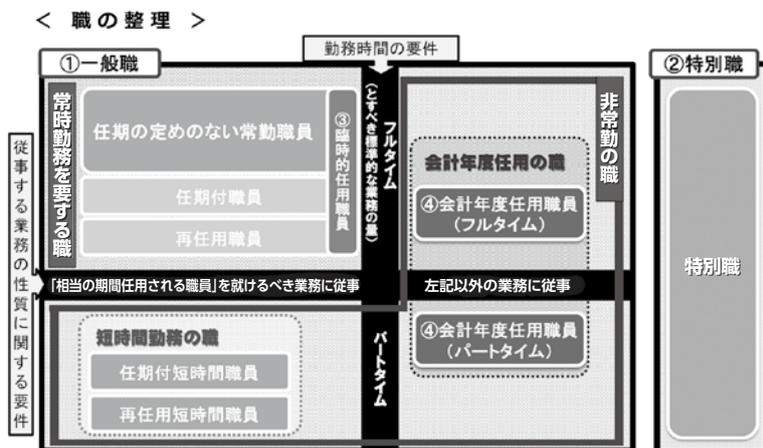
#### (2) 非常勤の職

常時勤務を要する職以外の職であり、「短時間勤務の職（1）アを満たすが、（1）イは満たさないもの」を含むものであること。

#### 【当該職に就くべき職員】

- 〈短時間勤務の職〉
- ・ 任期付短時間勤務職員
- ・ 再任用短時間勤務職員
- 〈会計年度任用の職〉

- ・ フルタイムの会計年度任用職員
- ・ パートタイムの会計年度任用職員



このため、「会計年度任用の職」の職務の内容や責任の程度については、常勤職員の職と異なる設定をすべきとされた。

また、任用根拠の見直しに伴い、職の中に常勤職員が行うべき業務に従事する職が存在することが明らかになった場合には、臨時・非常勤職員ではなく、任期の定めのない常勤職員や任期付職員の活用について、検討する必要があるとされた。

## 会計年度任用職員以外の独自の一般非常勤職員の任用を避けるべきこと

地方公務員の臨時・非常勤職員については、一般職の非常勤職員制度が不明確な中、制度の趣旨に沿わない任用が見受けられ、また、勤務条件に関する課題も指摘されていたところであった。このため、その適正化を図る観点から、新地方公務員法上、一般職の会計年度任用職員を明確に定義し、任用や服務規律等を定めるとともに、それに伴って、期末手当の支給を可能とするものとされた。

このような改正法の趣旨を踏まえると、一般職として非常勤職員を任用する場合には、会計年度任用職員として任用することが適当であり、会計年度任用職員以外の独自の一般職非常勤職員として任用することは、適正な任用・勤務条件を確保するという改正法の趣旨に沿わない不適当なもので、避けるべきとされた。

## 会計年度任用職員制度への移行に当たっての考え方

特別職非常勤職員及び臨時的任用職員から会計年度任用職員制度に移行するに当たっては、先の考え方に基づく職の設定を踏まえた上で、これまで要綱等により事実上対応してきた任用・勤務条件について、任期の定めのない常勤職員との権衡の観点から改めて整理を行い、条例、規則等への位置づけを検討することが必要

とされた。

なお、単に勤務条件の確保等に伴う財政上の制約を理由として、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員から会計年度任用職員制度への必要な移行について抑制を図ることは、適正な任用・勤務条件を確保するという改正法の趣旨に沿わないものとされた。

## 会計年度任用職員制度の適正な運用等について

このほか、平成三十年十月十八日付け総務省自治行政局公務員部長通知と共に示された「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第二版）（以下「事務処理マニュアル」という。）」等を踏まえ、各地方公共団体において必要な対応を図っていただいたところである。

また、改正法施行後には、「臨時・非常勤職員に関する調査」及び「会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査」が実施され、概ね、制度の趣旨に沿った運用が図られていたが、まだ対応が十分でない団体があるとの調査結果が公表された。

併せて、各地方公共団体において、事務処理マニュアル等を参照し、全ての執行機関における全ての臨時・非常勤の職について、必要な適正化を図るため、適切な対応を行うようとの通知（令和二年十二月二十一日付け総行公第一九六号総務省自治行政局公務員部長通知）が発

出されたため、次の事項にも留意して運用する必要がある。

## 適正な運用に当たっての留意事項

### 1 任用根拠の適正化

特別職非常勤職員については、「専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であって、当該知識経験等に基づき非専務的に公務に参画する労働者性の低い職であり、助言、調査、診断等を行う職」に限定されたところであり、勤務日数が多くフルタイムで任用されている職、上司との指揮命令関係のある職については、非専務的に公務に参画する労働者性の低い職という任用要件に沿うものであるか十分に検証の上、必要に応じ、適切な措置を講ずること。

### 2 適切な募集・任用の実施

#### (1) 応募制限

会計年度任用職員の募集に当たって、任用回数や任用年数、年齢等により一律に応募要件に制限を設けることは、平等取扱いの原則や成績主義の観点から避けるべきものであり、均等な機会の付与の考え方を踏まえた募集について、適切な措置を講ずること。特に会計年度任用職員については、地方公務員法第二八条の二第四項に規定する非常勤職員に当たることから、定年制は適用されず、六十歳以上の者の募集を一律に制限することは適切ではないこと。

#### (2) 再度任用時の勤務条件の明示

再度の任用に当たっても、任用期間や勤務時間、給与・報酬、各種社会保険等の勤務条件を明示するとともに、地方公務員法上の服務規定の適用や懲戒処分、人事委員会又は公平委員会への苦情相談等の対象となる旨を説明すべきものであること。

### 3 「空白期間」の適正化

会計年度任用職員の任期の設定については、基本的には、各地方公共団体において適切に判断されるべきものであるが、退職手当や社会保険料等を負担しないようにするため、再度の任用の際、新たな任期と前の任期との間に一定の期間（いわゆる「空白期間」）を設けることは適切ではないため、引き続き適切に対応すること。

### 4 適切な給与決定

(1) 会計年度任用職員の給与  
会計年度任用職員の給与水準については、地方公務員法に定める均衡の原則などの給与決定原則を踏まえ、基本的に当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給料月額を基礎として、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮すべきものであるため、これと異なる取扱いを行っている団体は、適切な措置を講ずること。

また、単に財政上の制約のみを理由として、

期末手当の支給について抑制を図ることや、新たに期末手当を支給する一方で給料や報酬について抑制を図ることは、改正法の趣旨に沿わないものであるため、こうした取扱いを行っている団体は、適切な措置を講ずること。なお、各種諸手当についても、常勤職員と同様に支給する必要があるため、適切な措置を講ずること。

### (2) 臨時的任用職員の給与

臨時的任用職員については、「常時勤務を要する職」に就く職員として位置付けられるため、給与の決定（再度の任用の際の決定を含む）に当たっては、常勤職員に適用される給料表及び初任給基準に基づき、学歴免許等の資格や経過年数を考慮して適切に決定するとともに、諸手当については、常勤職員と同様に支給する必要があるため、適切な措置を講ずること。

### 5 適切な勤務時間の設定

会計年度任用職員の勤務時間については、その職務の内容や標準的な職務の量に応じた適切な勤務時間を設定することが必要であり、例えば、フルタイム勤務とすべき標準的な職務の量がある職について、パートタイム会計年度任用職員として位置づけること自体を目的として、勤務時間をフルタイムよりわずかに短く設定することは適切ではないこと。

なお、改正法においては、会計年度任用職員についてフルタイムでの任用が可能であることを明確化したところであり、こうした任用は柔

軟な人事管理や勤務条件の改善による人材確保にも資するものであること。

### 6 適切な休暇等の設定

会計年度任用職員の休暇等については、当該休暇等を有給とするか否かも含め、国の非常勤職員との間の権衡を失しないように適当な考慮が払われるべきものであること。

また、会計年度任用職員に付与する年次有給休暇については、労働基準法の規定により、その請求権の消滅時効は二年とされている。再度任用時において、例えば、勤務状況や所定勤務日数等の勤務の態様に変更なく再度任用されるなど、同法における「継続勤務」の要件に該当する場合に繰り越しをしない取扱いは、労働基準法上不適切であると考えられるため、こうした取扱いを行っている団体は、適切な措置を講ずること。

## おわりに

会計年度任用職員制度が導入されて一年が経過した。従来は、地方公共団体によって任用・勤務条件に関する取扱いは区々であったが、統一的な取扱いが定められたことにより、今後は市町村間において情報の共有等ができるのではないかと考える。

# 減収補填債の対象税目の拡大及び 特別減収対策債の創設について

市町村課主事（企画財政担当） 藤 本 将 也

## はじめに

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方公共団体の税収や使用料・手数料等において、景気変動に伴う通常の増減収を上回る大幅な減収が生じている。このことに伴い、今般、地方財政法等の改正が行われ、令和二年度限りの措置として、減収補填債の対象税目に新たに消費や流通に関わる七税目が追加されたことや特別減収対策債が創設されたことを受けて、本稿では、その内容を説明するほか、全国における減収補填債等の状況について触れていきたい。

なお、本稿の内容は、「市町村分」に限った内容であり、執筆時点（令和三年二月末日）のものであることを御留意いただきたい。

## 従来の減収補填債（従来分）について

### 1 概要

減収補填債については、地方財政法第五条ただし書の規定に基づき、地方公共団体が行う公共施設又は公用施設の整備事業について、当該事業に係る通常の地方債に加えて、原則として市町村分については、令和二年度の市町村民税法人税割及び利子割交付金並びに法人事業税交付金の基準財政収入額の算定基礎となった収入見込額に比して、それぞれ実際の税収見込額が

下回る額の範囲内の額が対象とされている。また、特例分としては、地方財政法第三三条の五の三の規定に基づき算出した額が対象とされている。

具体例については、図1のとおり、普通交付税の決定後に当該年度の基準財政収入額と税収額との差額を精算するために発行する地方債となつている。なお、基準財政収入額と税収額との差額の是正方法は、減収補填債の発行のほか、普通交付税の精算措置の二つの方法がある。

### 2 充当率及び資金区分

充当率は一〇〇%で、一般市町村の減収補填債については、全額が最も金利の低い公的資金で引き受けられる予定となっている。

### 3 財政措置

普通交付税の精算措置としての性格を有していることに鑑み、基準財政収入額との均衡を図り、元利償還金の七五%に相当する額について、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入することとしている。

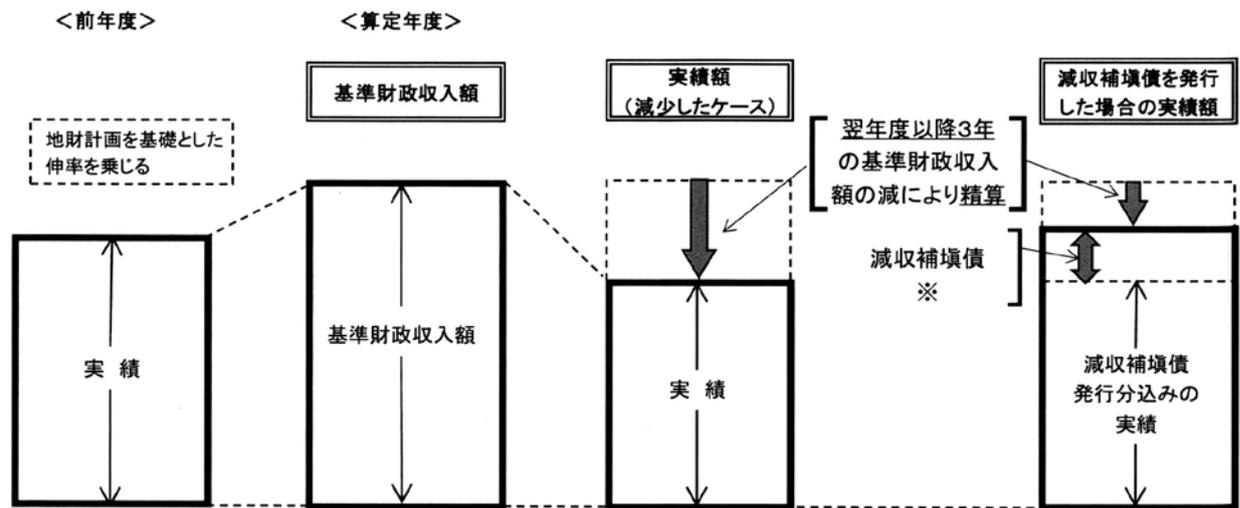
### 4 過去五年間の全国における減収補填債の発行額（市町村分）

・令和元年度	一四一億円
・平成三十年度	六四億円
・平成二十九年度	一〇五億円
・平成二十八年度	一七三億円

〔①、②の対象税目〕

区 分	対 象 税 目	
	①減収補填債の発行	②普通交付税の精算措置
道府県分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税割</li> <li>・法人事業税</li> <li>・利子割</li> <li>・特別法人事業譲与税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税割</li> <li>・法人事業税</li> <li>・利子割</li> <li>・特別法人事業譲与税 (地方法人特別譲与税分を含む)</li> <li>・所得割 (分離譲渡所得分に限る。)</li> </ul>
市町村分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税割</li> <li>・利子割交付金</li> <li>・法人事業税交付金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税割</li> <li>・利子割交付金</li> <li>・法人事業税交付金</li> <li>・特別とん譲与税</li> <li>・所得割 (分離譲渡所得分に限る。)</li> </ul>

○基準財政収入額の精算について



※ 減収補填債は、後年度において元利償還金の75%を基準財政需要額に算入している。

※図1 (一般財団法人 地方財務協会「令和2年度 地方交付税のあらまし」より)

1 制度改正の背景  
 新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税等は大幅な減収が生じる見込みであり、地方からも減収補填債の対象税目拡大等について、国へ緊急提言がなされている。  
 今般、地方財政法等が改正され、景気変動を

### 令和二年度の減収補填債(追加税目分)について

県内の市町村では、多くの団体が減収補填債を発行せずに、普通交付税の精算措置を講じている。

5 ポイント  
 当該年度の基準財政収入額算定後において、当初の見込額と実績とが大きく乖離する場合には、財政運営に著しい影響を与える場合があることを考慮して、算定に用いた額と実績額との差について、「減収補填債の発行」か「普通交付税の精算措置」のいずれかにより、是正がなされている。

※ (総務省自治財政局地方債課作成資料より抜粋)  
 ・平成二十七年 度 七三億円  
 【リーマンショック時】  
 (平成二十年 度 一、三四八億円)  
 (平成二十一年 度 一、九一六億円)

超える減収が生じている消費や流通に関わる七税目について、令和二年度限りの措置として、減収補填債の対象税目に追加された。

## 10 地方財政への支援について

○ 地域経済と日本経済の力強い再生の実現に向けて、新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用も含め、追加の経済対策を講じるなど、臨機応変に、かつ時期を逸することなく対応するため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の増額及び弾力的運用並びに来年度以降の継続を図るとともに、都道府県において負担している感染症患者の入院医療費、PCR検査料等への財源措置を行うこと。

加えて地方消費税などを減収補てん債の対象に追加し、公的資金を確保するなど、地方財政の安定的な運営に支障が生じないようにすること。

また、令和3年度において、新型コロナウイルス感染症の影響による経済の下振れやそれに伴う地方の税財源の大幅な減少も懸念される中で、感染拡大防止対策をはじめ、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方単独事業を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源を確実に確保・充実すること。

※ (全国知事会資料「新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言」より抜粋)

地方揮発油譲与税、航空機燃料譲与税

### 3 充当率及び資金区分

充当率は一〇〇%で、一般市町村の減収補填債については、全額が最も金利の低い公的資金で引き受けられる予定となっている。

### 4 財政措置

当該減収補填債の後年度における元利償還金については、その七五%（地方消費税交付金の増税分（引上げ分）や地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税については、一〇〇%）を公債費方式により基準財政需要額に算入することとしている。

なお、今回の追加措置については、地方公共団体の財政資金の確保を円滑に行うことを目的としているため、減収補填債の追加税目については、基準財政収入額の算定における精算制度の対象外とされている。

### 5 ポイント

従来の減収補填債は、当該年度の基準財政収入額算定後において、当初の見込額と実績とが大きく乖離する場合は是正方法として、「減収補填債の発行」か「普通交付税の精算措置」がとられていたが、当該減収補填債については、「普通交付税の精算措置」の対象外となっていることを受け、令和二年度においては、全交付団体が減収補填債を発行する見込みとなっている。

る。なお、令和二年度の減収補填債の発行額は、リーマンショック時を大きく上回る、全国で一・三兆円程度が見込まれており、その八割相当を公的資金で引き受けられることとなっている。

## 特別減収対策債について

### 1 概要

地方公共団体の資金繰りに万全を期す観点から、史上初の措置として、減収補填債の対象外となる入湯税等の税目や、使用料・手数料の減収について、投資的経費のうち地方債を充当しない部分を対象として、特別減収対策債の発行が新たに可能となった。また、令和三年の財源が、より一層不足することが想定されることから令和三年度においても本地方債が継続されることとなっている。なお、現時点での令和二年度の発行見込額は全国で五〇〇億円強となっている。

### 2 算定方法

令和元年度決算額と令和二年度及び令和三年度の収入見込額との比較

### 3 充当率及び資金区分

充当率は一〇〇%で、資金区分は民間等資金のみとなっている。

### 4 財政措置

## 2 具体的な追加税目

地方消費税・同交付金、軽油引取税・同交付金、不動産取得税、道府県たばこ税・市町村たばこ税・同交付金、ゴルフ場利用税・同交付金

## 特別減収対策債について

令和2年度及び令和3年度に限り、同意等基準を改正し、減収補填債対象税目以外の税目や使用料・手数料の減収及び減免額に対して、5条隙間債の発行を可能とする「特別減収対策債」を創設

### 1 対象税目等

- ・ 地方税(交付金含む。)及び地方譲与税
  - ※ 減収補填債の対象税目、法定外税及び超過課税は対象外とする
- ・ 使用料及び手数料
  - ※ 指定管理者の減収に対する損失補償のための委託料や指定管理料の増額分は対象外とする

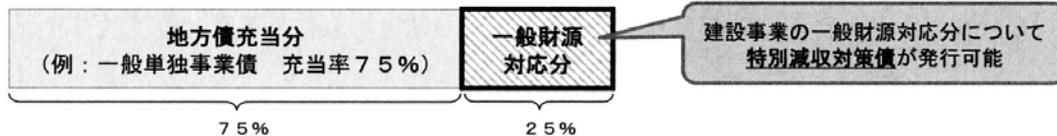
### 2 算定方法

- ・ 令和元年度決算額と令和2年度及び令和3年度の収入見込額との比較
- ・ 地方税及び地方譲与税については、対象税目ごとに発行可能額を算出(負数となる場合は零とする。)し、合計する
- ・ 減免額も対象とする
  - ※ 減免相当額に充当した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の額、幼児教育・保育の無償化及び高等教育の無償化に伴い減収した額は控除する

### 3 事業期間

- ・ 令和2年度及び令和3年度

【スキーム図】



※ (一般財団法人 地方財務協会「地方財政 2021.2」より抜粋)

資金手当(交付税措置なし)のみとなっている。

## おわりに

地方債は、毎年の財政負担の平準化や、世代間の負担の均衡を図るといった便利な機能を有する一方、将来にわたる債務であるため、安易に発行されるべきものではない。しかしながら、今年度の減収補填債は、新型コロナウイルスの影響による財政負担や各団体における収入の減少を補うための緊急措置として、重要な役割を果たしている。地方債の発行に関しては、制度を熟知した上で、地域住民に対して、しっかりと説明が果たされる必要がある。

# 行政のデジタル化とマイナンバー

Society5.0 推進課主事（情報企画担当） 矢部 裕介

## 第1 はじめに

近年、モノのインターネット化（Internet of Things、「IoT」と呼称）をはじめとする、情報技術の分野において著しい技術革新が見られ、我々をとりまく社会の在り方を大きく変えつつある。また、新型コロナウイルス感染症対応において、テレワークの活用などにより、デジタル化が一層進みつつある。

行政のデジタル化においては、地方公共団体で情報システムに差異があるなどさまざまな課題が明らかになっており、諸課題を解決し、デジタル化を進める必要がある。そこで、国は行政のみならず、社会全体のデジタルトランスフォーメーションを進めるべく、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進する新たな司令塔としてデジタル庁（仮称）を設置する方針としている。

このような状況のもと、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（二〇二〇年十二月二十五日閣議決定）においては、目指すべき社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会へ誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」が示された。このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政である市町村の役割は重要であり、自治体DXを推進する意義は大きいとされている。

本稿は、今後全国的に進んでいくであろう、行政のデジタル化やそれに関連するマイナンバー制度等の概要について触れることで、現状の課題と今後の展望について考えるものである。

## 第2 自治体DX推進計画の概要について

### 1 自治体におけるDX推進計画について

行政のデジタル化の改革を推進するため、マイナンバー制度とデジタル基盤のあり方を含め、抜本的な改善を図るとされている「デジタル・ガバメント実行計画」（二〇二〇年十二月二十五日閣議決定）には自治体に関連する施策も多く盛り込まれている。

これらの施策を効果的に実行するためには、自治体全体として、足並みをそろえて取り組む必要があるとされた。

このため、総務省において、「デジタル・ガバメント実行計画」における各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項及び内容を具体化し、総務省及び関係省庁の支援施策等ととりまとめた「自治体DX推進計画」が策定された。

「自治体DX推進計画」の重点取組事項は次の六つである。

- (1) 自治体の情報システムの標準化・共通化
- (2) マイナンバーカードの普及促進
- (3) 自治体の行政手続のオンライン化

- (4) 自治体のA・I・R・P・Aの利用促進
  - (5) テレワークの推進
  - (6) セキュリティ対策の徹底
- なお、計画の対象期間は二〇二二年一月から二〇二六年三月である。

### 第3 自治体DX推進計画と マイナンバーカード

#### 1 マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、①公平・公正な社会の実現、②国民の利便性の向上、③行政の効率化を目的として、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されている。

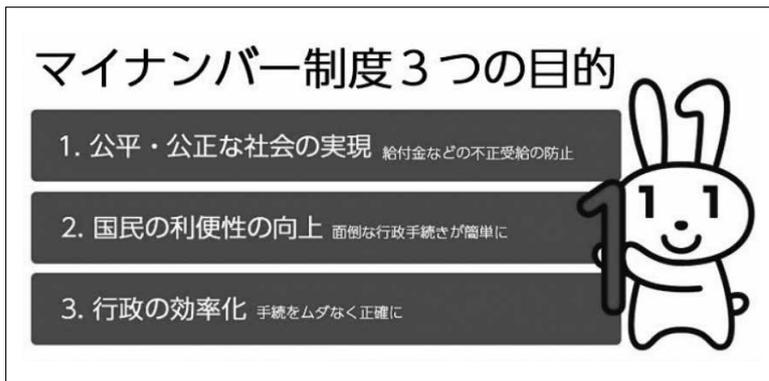
①公平・公正な社会の実現においては、所得状況等が把握しやすくなり、税や社会保障の負担を不当に免れることや不正受給の防止、さらに本当に困っている方へのきめ細かな支援が可能になる。

②国民の利便性の向上に関しては、これまで、市区町村役場、税務署、社会保険事務所など複数の機関を回って書類を入手し、提出するという手続きが、マイナンバー制度を活用することにより課税証明書などの添付書類が削減されるなどの恩恵がある。

③行政の効率化においては、国や地方公共団体

等での手続で、個人番号の提示、申請書へ記載することなどで、これまで相当な時間がかかっていた情報の照合、転記等に要する時間・労力が大幅に削減され、手続が正確でスムーズになるなどの恩恵がある。

本制度は、平成二十七年十月以降、住民票を有する方に十二桁のマイナンバー（個人番号）が通知され、平成二十八年一月から税・社会保障の分野などに順次利用が開始されている。



(図1) 画像出典：内閣府ホームページ（マイナンバー（社会保障・税番号制度））

#### 2 マイナンバーカードの概要について

マイナンバーカードは、本人の申請により交付され、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な本人確認書類として利用できるほか、様々な行政サービスを受けることができるようになるICカードとなっており、平成二十八年一月から交付が開始され、交付手数料は、当面の間無料（本人の責による再発行の場合を除く）となっている。

表面には

- ・ 氏名
- ・ 住所
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 顔写真
- ・ 電子証明書の有効期限の記載欄
- ・ セキュリティコード
- ・ サインパネル領域（券面の情報に修正が生じた場合、その新しい情報を記載（引越した際の新住所など））

・ 臓器提供意思表示欄

が記載され、個人番号は裏面に記載される。(図2)

マイナンバーカードには、大きく分けて三つの利用箇所がある。

#### (1) カード券面による利用（個人番号）

表面は金融機関等本人確認の必要な窓口において本人確認書類として、また裏面は個人番号



(図2) 画像出典：総務省ホームページ（マイナンバーカード）

の提示を求められた際に使用できる。  
就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等、多くの場面で個人番号の提示が必要な際、通知カードであれば、運転免許証や旅券等他の本人確認書類が必要となるが、マイナンバーカードがあれば、一枚で番号確認と本人確認が可能となる。

## (2) ICチップの空き領域の利用

マイナンバーカードのICチップには空き領域がある。この領域は、市町村・都道府県等は条例で定めるところ、また国の機関等は総務大臣の定めるところにより、それぞれの独自サービスが可能となる。

### (3) 電子証明書の利用（署名用電子証明書、利用者証明用電子証明書）

マイナンバーカードには、ICチップに、「署名用電子証明書」と「利用者証明用電子証明書」の公的個人認証サービスによる二つの電子証明書が標準的に搭載されている。

「署名用電子証明書」は、氏名、住所、生年月日、性別の四情報に記載され、IDの確定申告など電子文書を送信する際に利用されている。

「利用者証明用電子証明書」は、マイナンバーやコンビニ交付の利用時等、本人であることを証明する際にその手段として利用されている。

これら二つの電子証明書については、平成二十八年一月から総務大臣が認める民間事業者も使用可能となっている。

### 3 マイナンバーカードの普及促進について

自治体DX推進計画には重点取組事項にマイナンバーカードの普及促進が盛り込まれている。デジタル化を進める上では、住民の本人確認をオンラインで行うことは重要であり、市町村長による確かな本人確認を経て発行されている最

高位の本人確認ツールであるマイナンバーカードの普及がデジタル化には必要とされ、重点取組事項とされている。

取組の方針としては、マイナンバーカード交付円滑化計画に基づき、出張申請受付などの積極的な実施や臨時交付窓口の開設、土日開庁などの実施により交付体制を充実させるとされている。

それに伴う国の主な支援策等は次の五項目である。

①令和三年四月までにマイナンバーカードの交付申請を行った方までマイナポイント付与の対象とする。

②マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等について、デジタル・ガバメント実行計画における「国・地方デジタル化指針」や工程表に基づいて推進する。

③マイナンバーカード利便性向上のため、法改正を行う。

・マイナンバーカードの電子証明書の発行・更新等を、住所地市町村が指定した郵便局において取り扱うことができることとする。  
・スマートフォンへの電子証明書の搭載を可能とする。

④臨時交付窓口設置に対する補助を増額するとともに、出張申請受付宣伝費用や集客に要する経費を新たに補助対象に追加する。

⑤市区町村が個人番号カードの交付事務に必要な人件費の増や窓口の増設に要する経費に加

え、新たに郵便局に電子証明書の発行・更新等を委託する経費に対して補助する。

#### 4 本県での動き（取組など）

本県では、県立図書館の貸出カードとして利用できる環境を整えて、カードの普及促進を図っている。また、令和二年度には、国のマイナポイント事業と連動して、県独自のプレミアムポイント事業を令和二年九月から令和三年二月まで実施し、マイナバーカード普及促進を図った。

市町村においても、県と連携した普及促進キャンペーンを実施した。また、団体ごとに状況は異なるが、休日交付や、出張申請受付などの取組を展開し、マイナバーカードの普及促進に努めている。

#### 5 自治体の行政手続のオンライン化

自治体DX推進計画における重点取組事項である、「自治体の行政手続きのオンライン化」では、デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるようにし、二〇二二年末に、原則、全自治体で、住民の利便性向上に資する手続きについてマイナポータルからマイナバーカードを用いて、オンライン手続きを可能とすることなどが取組方針とされている。

これについては、マイナポータルを活用し、全自治体との接続環境の整備を二〇二一年度上

半期より開始するなどを国が支援し、進めていくこととなっている。

自治体の行政手続のオンライン化が進み、オンラインで完結する手続きが増え、利便性が高まれば、利用者が増え、自治体のデジタル化が進むことにつながる。デジタル化の恩恵としては、住民の利便性の向上が図られると共に、自治体の職員の業務負担の軽減が見込まれる。

### 第4 おわりに

このたび、令和三年度には健康保険証として利用がはじまり、令和六年には運転免許証との一体化が予定されるなど、マイナバーカードは、これまでに増して、日常生活で欠かせないツールのひとつになると考える。

また、オンラインで確実な本人確認ができるマイナバーカードを利用すれば、感染症拡大や災害発生時においても、行政手続を非対面かつ迅速に行うことが可能となる。

自治体の行政手続のオンライン化の進展とともに、マイナバーカードの活用が広がることで、住民生活の利便性が向上し、スマートな生活環境が実現するよう努力したい。

#### 参考文献

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本計画（令和二年十二月二十五日）」閣議決定

「自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画（令和二年十二月二十五日）」総務省  
総務省ホームページ

# 移住者アンケート調査について

西部総合県民局地域創生観光部主事（にし阿波振興担当） 瀧本 雅志

## はじめに

今般の新型コロナウイルス感染拡大により、地方移住への関心が高まっている。移住交流の取組みは、人口減少の克服と東京一極集中の是正による地方創生に向け、新しい人の流れを生み出す「とくしま回帰」を推進する上で、重要な施策である。

徳島県の県外からの移住者数は、平成二十七年の六一二人から、令和元年度は一、八四四人と、年々増加傾向にある（表1）。

表1 徳島県の移住者数（県外）

年 度	移住者数	うち、にし阿波
平成27年度	612人	145人
平成28年度	842人	175人
平成29年度	1,200人	234人
平成30年度	1,402人	234人
令和元年度	1,844人	258人

## 調査目的

徳島県西部総合県民局では、移住交流の推進を「VS東京とくしま回帰総合戦略」や「徳島県西部圏域振興計画」の最重要施策に位置づけ、これまで移住交流フェアや移住体験ツアーの開催など、にし阿波の魅力発信や体験交流の場の提供に努めてきた。

しかし、令和二年度は新型コロナウイルスの

感染拡大により、従来のような活動が展開できないため、移住者の現状や行政への要望など現場のニーズを把握するとともに、今後の施策推進に活かすことを目的として、にし阿波地域の二市二町と連携し、アンケート調査を行うこととした。

## 調査方法について

にし阿波地域（美馬市、三好市、つるぎ町及び東みよし町）の令和元年度転入者のうち、約六四〇世帯にアンケート用紙を郵送し、返信用封筒にて回収した。

アンケートにおいて、会社都合による転勤、進学、施設入所を理由とする者を「転入者」、それ以外の理由で転入した者を「移住者」とした。

## 調査結果について

### 1 回答者の内訳

回答率は、約三割（二九・二％）であった。回答者は、集計できないものを除くと、転入者が三割、移住者が七割であった（表2）。

表2 回答者の内訳

送付数	637世帯
回答数	186世帯
うち、転入者	54世帯
うち、移住者	126世帯
うち、その他（記入不備など）	6世帯
回 答 率	29.2%

## 2 移住者の内訳

### (1) 移住前の居住地

県外からの移住者（以下、「県外移住者」という。）は七六世帯（一六都府県…七二世帯、海外…二世帯、未記載…二世帯）、県内からの移住者（以下、「県内移住者」という。）は五〇世帯であり、県外移住者が約六割を占めた（図1）。  
 県外移住者の都道府県別内訳は、大阪府が二〇世帯（二六・三％）で最も多く、次いで香川県と愛媛県の八世帯（一〇・五％）であった。

地域別では、首都圏（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県）十一世帯（一四・五％）、近畿（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県）二七世帯（三三・五％）、四国（徳島県以外）一八世帯（二三・七％）であり、北海道・東北はいなかった（図2）。

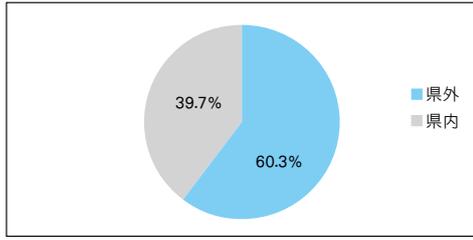


図1 移住前の居住地 (%)

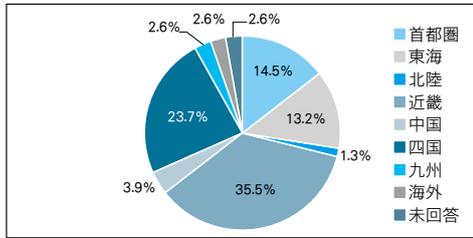


図2 県外移住者の内訳 (%)

### (2) 移住者の年齢（世帯の代表者）

年齢構成は、県外移住者と県内移住者とも六

〇歳以上の割合が最も高く、両者を合わせた移住者全体（以下、「にし阿波移住者」という。）では、六〇歳以上に次いで三〇歳代、四〇歳代の順に高かった（図3、図4）。

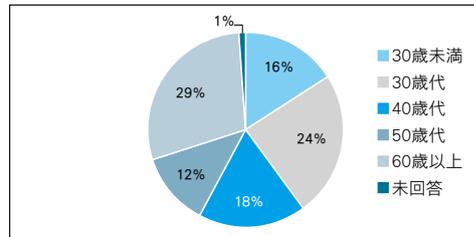


図3 県外移住者の年齢構成 (%)

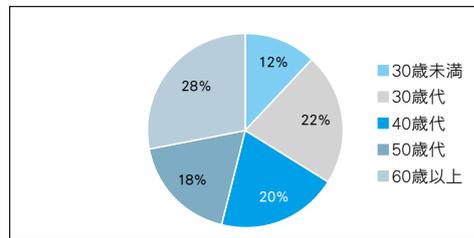


図4 県内移住者の年齢構成 (%)

## 3 移住者の回答

### (1) 移住に当たり重視したこと（複数回答）

重視する上位項目は、県外移住者、県内移住者とも共通しており、にし阿波移住者では、「住まい」四二・九％、「仕事」二三・八％、「自然環境」一七・五％の順であった。

その他内訳では、「実家十二人」、「地元・実家に近い六人」と故郷回帰に関する項目が約六割を占めた。

また、「住まい」は県外移住者三一・六％、県内移住者六〇・〇％と移住前の居住地で差が見られた（図5、図6）。

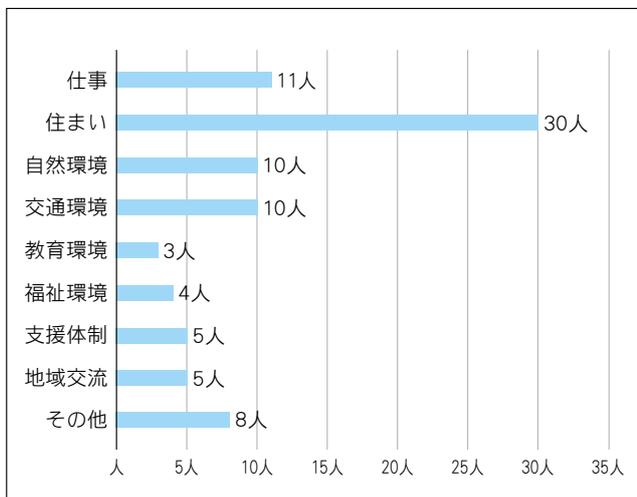


図6 県内移住者が重視したこと（回答者実数：50）

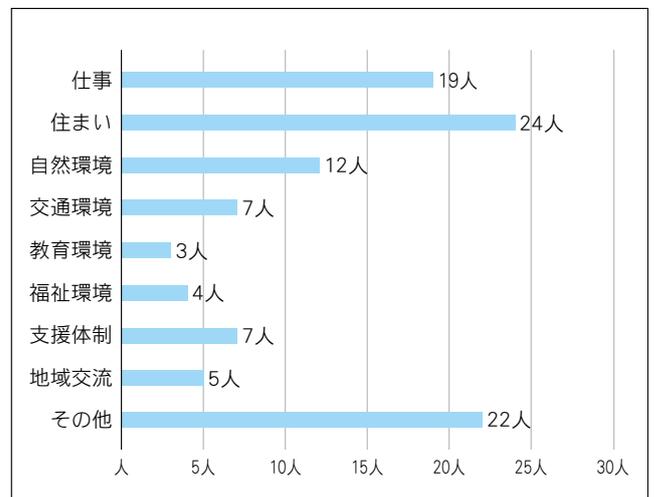


図5 県外移住者が重視したこと（回答者実数：76）

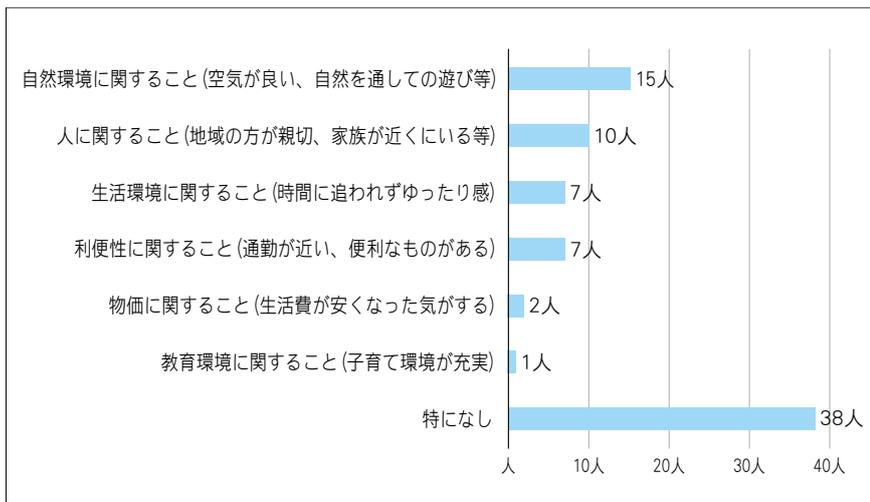


図7 移住して良かったことや新たに発見した魅力 (回答者実数: 69)

(2) 移住して良かったことや新たに発見した魅力(複数回答)  
 県外移住者、県内移住者とも「特になし」との回答が過半数を超えた。  
 にし阿波移住者では、「特になし」五五・一%、「自然環境に関すること」二一・七%、「人に関すること」一四・五%の順に多かった(図7)。  
 (3) 移住後に感じた不便なことや困ったこと(複数回答)  
 にし阿波移住者では、「交通環境」四八・五%、

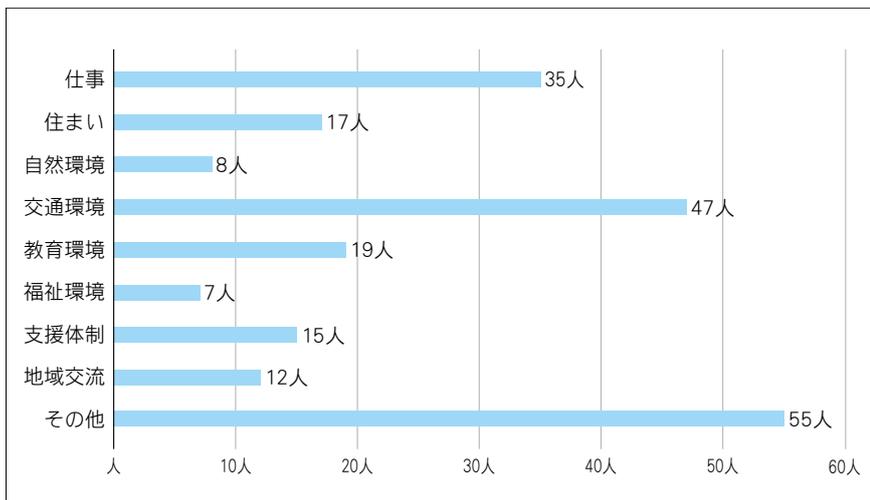


図8 移住後に感じた不便なことや困ったこと (回答者実数: 97)

「仕事」三六・一%、「教育環境」一九・六%の順に多かった。  
 「交通環境」は県外移住者、県内移住者とも回答数が最大であった。「仕事」は県外移住者四六・二%、県内移住者一五・六%と約三倍の開きがあった。  
 その他内訳では、「大きな店がない」、「ショッピングできるところが少ない」など、「買い物

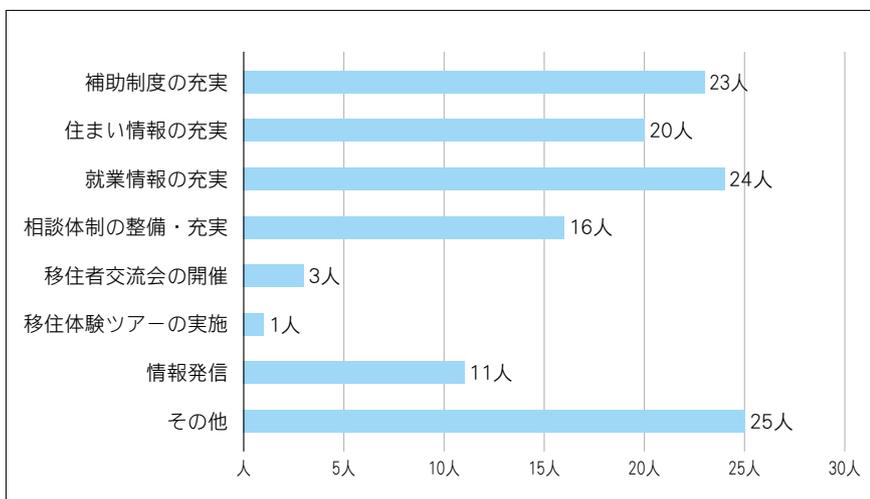


図9 行政や地域への要望 (回答者実数: 72)

(4) 行政や地域への要望(複数回答)  
 にし阿波移住者の要望は、「就業情報の充実」と「補助制度の充実」が最も多かった。「相談体制の整備・充実」は、県外移住者三一・九%に対し、県内移住者四・〇%と差が見られた。  
 具体的な要望内容は、補助制度では「不妊治療費の補助拡大」、「赤ちゃんを見てもらえる施設・制度の拡充」など「子供に関すること」、情報発信では「ホームページの充実」など「SNSに関すること」が多かった(図9)。

(5) 移住に関するイベント・交流会等への参加について

参加希望者は、県外移住者一九・七%、県内移住者四・〇%と差が見られた(表3)。

表3 アンケート回答者の内訳

	回答者	うち、参加希望	割合
県外移住者	76世帯	15世帯	19.7%
県内移住者	50世帯	2世帯	4.0%
合計	126世帯	17世帯	13.5%

### 考察

にし阿波移住者は、移住に当たり「住まい・仕事・自然環境」(以下、「優先項目」という。)を重視していることから、移住希望者には「空き家の紹介」、「就業情報」、「にし阿波の魅力」などをセットで伝えることが重要である。

また、地方移住への関心が高まっている中で、先輩移住者の声は移住希望者の行動にも影響す

るため、移住者がにし阿波の良さ・魅力を実感し、発信できる体制づくりも必要である。そうすることにより、にし阿波の認知度向上、ひいては、にし阿波の関係人口や移住者数の増加が期待できると思われる。

一方、移住後に感じた不便なことや困ったこと(以下、「課題」という。)については、にし阿波移住者の約半数が「交通環境」を挙げた。地域活性化の大切な要素として、各市町の公共交通活性化協議会との情報共有や具体的なニーズの把握が重要である。

ところで、優先項目について、にし阿波移住者の重視割合と課題割合を比較すると、「仕事」のみ課題割合が高かった。特に、県外移住者の四六%が課題として挙げており、行政や地域に對しての要望では「就業情報の充実」が最多であった。また、今後も新型コロナウイルスの感染拡大による雇用環境の悪化が懸念されることから、にし阿波への移住を促進する上では、仕事対策(就業支援)が必要と考えられる。

にし阿波の基幹産業である農業では、令和二年十一月に発足した「にし阿波就農・移住応援隊」を核とした雇用型農業研修を行い、就農・移住者一人一人にサポートチームを結成するなど、きめ細かい継続的支援を実施している。就業情報として、こうした取り組みをSNSやホームページで発信するとともに、就業研修を観光業や商工業などにも拡大するなど、移住者が地域産業の多様な担い手(次世代人材)とな

るよう、行政機関・関係団体等が連携した継続的な取り組みをしていくことが重要である。

イベントや交流会については、県外移住者の二割が参加したいとの意向であり、オンライン交流会も含め、移住者が交流できる場を創出し、移住者のネットワークづくりや地元企業との新たな事業展開などにより、移住者の定住化に繋げていきたい。

### おわりに

今回のアンケート調査により、地方への移住は、魅力的なこともあるが、公共交通の利便性や就業支援など、課題も多く存在することがわかった。今後もさらなるニーズ把握を行い、課題解決に向けて、にし阿波ならではの取り組みを探っていきたい。

最後に、にし阿波の魅力・特長をまとめた一分動画など関連情報を添付するので、ご覧いただきたい。



「☆徳島・にし阿波へカモ〜ン!」動画



雇用型農業研修のご案内

(4) ふるさと回帰対策事業助成

県と市町村で組織する「とくしま」ふるさと回帰推進協議会が実施する、ふるさと回帰対策事業に係る市町村の負担金に対して助成しました。

- 助成額：2,000,000円

#### 4. 市町村の振興に関する情報提供事業

(1) 各種発行冊子

阿波の自治、市町村要覧、市町村財政概要、市町村税務統計書を発行し、各関係機関へ配布しました。

(2) ホームページの公開

当協会の事業概要及び予算、決算等最新情報をホームページで公開しました。

(3) 広報宣伝事業の実施

サマージャンボ宝くじ及びハロウィンジャンボ宝くじの売上増強を図るため、発売期間に合わせて、公共交通機関へのポスター掲示、ノベルティの製作・配布等、広報宣伝事業を実施しました。

また、平成30年度から宝くじ公式サイトにおいて開始された宝くじのインターネット販売について、周知を行うとともに、全国市町村振興協会が主体となって行うサイト会員の増加に向けた市町村広報誌への広告掲載についての取り組みに対し、協力を行いました。

こちらで紹介している内容は概要となっておりますので、貸付実績や助成金等の詳細については、ホームページの事業報告書をご覧ください。

ホームページアドレス <https://tokushima-shinkou.ict-tokushima.jp/>

### 令和3年度市町村振興宝くじの発売案内

#### サマージャンボ宝くじ

1等・前後賞合わせて**7億円**  
(1等5億円、前後賞各1億円)

#### サマージャンボミニ

1等・前後賞合わせて**5千万円**  
(1等3千万円、前後賞各1千万円)

発売期間

7月13日(火)～8月13日(金)まで

サマージャンボ宝くじ、ハロウィンジャンボ宝くじの収益金は、徳島県内の販売実績等に応じて交付され、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

#### ハロウィンジャンボ宝くじ ハロウィンジャンボミニ

発売期間

9月22日(水)～10月22日(金)まで

宝くじは、**徳島県内の宝くじ売り場**でお買い求めくださいますようお願いいたします。



# 市町村振興協会コーナー

当協会は、徳島県内の市町村の健全な発展を図るために、市町村振興宝くじの収益金等を活用し、市町村の財政支援のための貸付事業等市町村を支援する各種事業を行っております。令和2年度に実施した事業の概要を下記でご紹介します。

## 1. 市町村に対する資金貸付事業

市町村が行う災害対策事業や緊急に整備を必要とする施設等整備事業に対し、貸付を実施しました。

- 貸付日：令和2年5月22日
  - 貸付団体及び件数：延べ13団体80事業
  - 貸付総額：2,374,300,000円
- |      |        |                |
|------|--------|----------------|
| 〔内訳〕 | 全国協会資金 | 4団体12事業        |
|      | 地方協会資金 | 9団体68事業        |
| 〔内訳〕 | 全国協会資金 | 456,300,000円   |
|      | 地方協会資金 | 1,918,000,000円 |

## 2. 市町村振興宝くじ交付金交付事業

徳島県から交付されたハロウィンジャンボ宝くじ収益金交付金を市町村に交付しました。交付された収益金は、高齢化・少子化対応をはじめ、芸術・文化の振興、災害対策、地域経済の活性化、環境保全など総務省令で定める事業に活用されています。

- 交付総額：113,220,000円
- 交付基準：均等割50%、人口割50%

## 3. 市町村振興事業助成

市町村に対し、下記の事業に対して助成しました。

### (1) とくしま地域づくり推進事業助成

市町村が行う国際化の推進、少子高齢化対策、災害対策、地域経済活性化等の安全安心で魅力ある地域づくりに必要となる諸事業に対して助成しました。

- 助成額：48,000,000円

### (2) 市町村職員等研修受講助成

市町村アカデミー、国際文化アカデミー、建設研修センター、下水道事業団において研修を受けた市町村職員等の研修経費等に対して助成しました。

- 助成額：56,350円

### (3) 徳島県公立小中学校「学校業務支援システム」構築事業助成

県と市町村が協力して行う徳島県公立小中学校「学校業務支援システム」の構築に係る経費に対して助成しました。

- 助成額：7,604,000円

# こちら編集部

新型コロナウイルス感染拡大による自粛生活も1年を過ぎ、外出を控える生活に慣れてきたものの窮屈さを感じるようになりました。旅行や娯楽は生活に潤いを与えてくれたんだなと改めて痛感しています。

先日のニュースで、コロナによる強制貯蓄（本来使われるはずだったお金が強制的に貯蓄に回されたもの）は、約20兆円にのぼると報道されていました。驚きの数字です。まだまだアフターコロナとまではいきませんが、ワクチン接種を受け、対策をしっかりしたうえで、強制貯蓄分の経済を回すべく、外出したり美味しいものを食べたり、サマージャンボ宝くじの購入も忘れずに、少しずつでもコロナ前の生活に戻れたらいいなと思っています。

N

コロナ禍のなか、癒やしを求めてしまうのか公園や道にある花々に目が留まるのが多くなった気がします。最近の色とりどりの紫陽花に癒やされています。これから夏の花も盛りになるので楽しみです。

さて、今年のサマージャンボ宝くじは7月13日（火）から8月13日（金）まで発売されます。いつでも気軽に買えるので、専らネット購入派ですが、大安や一粒万倍日など縁起を担いで、いわゆる「良い日」にポチッと購入しています。しかし、今のところ残念ながら小当たりの経験がありません。運が悪い時に買うのも良いと聞きます。ついてない時に厄落としの代わりに買ってみるのも良いかも、と思ったりします。

O

## 阿波の自治より募集のお知らせ

### 写真

あなたの自慢の写真を『阿波の自治』に掲載します。徳島県内の景勝、史跡等、徳島に関するものならテーマは問いません。

### 情報

『阿波の自治』の読者の皆さんに紹介したい情報はありますか？あなたのとおききのニュースをお待ちしております。

### 原稿

まちおこしや、むらおこしに関するあなたの体験を手記や論文にまとめてみませんか？

### ご意見

「こんな特集を組んで欲しい！」「こんな情報を知りたい！」「こんな記事にもの申す！」など『阿波の自治』へのご意見、ご要望もお寄せください。

詳しくは編集部までお問い合わせください。

## 阿波の自治 vol.98

令和3年6月発行

編集・発行 (公財) 徳島県市町村振興協会  
〒770-0847 徳島市幸町3丁目55番地 自治会館内 4階  
TEL (088) 652-1721 FAX (088) 655-0128

編集担当 E-mail: shinkoukyokai@comet.ocn.ne.jp

印刷 グランド印刷株式会社

# 宝くじ公式サイトでも 宝くじを購入できます!!

宝くじ公式サイト会員登録になると、お得で便利に宝くじの購入ができます!



## 特典1 たまる!つかえる!宝くじポイント

宝くじを購入すると、  
**100円につき1ポイント**の  
宝くじポイントが獲得できます。



宝くじポイントは、**1ポイント1円**として、  
宝くじ公式サイトや宝くじ売り場で  
つかえます!



## 特典2 購入～受取までネットで完結!

原則**1年中、24時間いつでも**宝くじの購入ができます。  
ジャンボ宝くじ等の普通くじの購入もできます!  
宝くじの購入にはクレジットカード決済またはキャリア決済がご利用いただけます。



抽せん結果も宝くじ公式サイトで簡単に確認できます。  
当せん金は、登録した受取口座に**自動でお振り込み**するので、とっても便利!



## 特典3 宝くじ会員限定のキャンペーンに参加できる!

他にも!

お得な特典や便利な  
サービスいろいろ!  
まずは宝くじ会員に今すぐ登録!!



宝くじの収益金は、私たちの街の公共事業等に役立てられます。

本件に関する  
お問い合わせ先

宝くじコールセンター

TEL 0570-01-1192 (ナビダイヤル 有料) TEL 011-330-0777 (有料)

受付時間 10:30～18:30 (土・日・祝日、年末年始を除く)

※電話番号を十分ご確認の上、おかけ間違いのないようお願いいたします。

真夏の  
アツい!!  
運試し

# サマー ジャンボ

# 7 億円

1等前後賞合わせて  
7億円

1等5億円、前後賞  
各1億円

当さんのチャンス広がる!

# サマー ジャンボ

三二

# 5 千万円

1等前後賞合わせて5,000万円  
1等3,000万円、前後賞  
各1,000万円

PCやスマホで  
ネット購入!



宝くじ公式サイト

<https://www.takarakuji-official.jp/>

この宝くじの収益金は、  
市町村の明るく住みよい  
まちづくりに使われます。

## 7月13日(火) 同時発売

発売期間 / 7月13日(火)~8月13日(金) 抽せん日 / 8月25日(水)

各1枚  
300円

2021年市町村振興宝くじ

公益財団法人 徳島県市町村振興協会